

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申（案）に対する意見及びその考え方（案）

総論

意見	考え方（案）	修正の有無
意見0-1 NTT東西において、償却方法の定額法への移行等の取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当との考え等に賛同。	考え方0-1	
<p>■・情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やLTEを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、Google、Apple等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。</p> <p>このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。</p> <p>・こうした環境において、世界最高レベルの光インフラを用いたICT利活用を促進するためには、光のトータルコストを削減し、接続料を始めとする料金の低廉化を図ることにより、従来からの「設備競争」や「接続」による公平な競争を確保・推進するとともに、「光コラボレーションモデル（光サービス卸）」を進め、それらによって多様な形での新規参入を促し、業界全体で光の新規需要を拡大していくことが重要であると考えます。</p> <p>・当社は、主端末回線の接続料を平成22～27年度にかけて▲30%程度低減させてきておりますが、今後も企業努力による更なる効率化・費用削減はもとより、光のエリア展開が概ね終了したことを踏まえ現在検討している償却方法の定率法から定額法への見直しも含め、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、接続事業者等とともに光の新規需要を拡大していく考えです。仮に来年度から定額法に移行すれば、来年度以降の接続料は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とした大胆な推計ではコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は平成31年度には2,000円程度になる見込みです。</p> <p>・したがって、答申（案）に示された、「戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要」であり、「この観点からは、接続事業者に対する加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型</p>	■ 基本的に、答申（案）に賛成の御意見として承る。	無

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる」こと、「このため、まずは、N T T東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」といった取り組みについて、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当」との考え方は、当社の主張に沿ったものであり賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、光配線区画の利便性を向上させる措置を接続事業者の要望を伺いながら行っていく考えです。 <p>（東日本電信電話、西日本電信電話）</p>		
<p>意見0-2 ネットワークサービスの一部であるF T T H市場に閉じた競争を促進するだけではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰し、新たなサービスの創出や需要の拡大につなげていく取り組みが重要。</p>	<p>考え方0-2</p>	
<p>■ 情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やL T Eを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、G o o g l e、A p p l e等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。</p> <p>このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。</p> <p>こうした環境変化の中、世界最高レベルの情報通信基盤を活用して、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくためには、ネットワークサービスの一部であるF T T H市場に閉じた競争を促進するだけではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰し、新たなサービスの創出や需要の拡大につなげていく取り組みが重要と考えます。</p> <p>とりわけ、光サービスへの参入手法は様々な形態がある中、これまで参入してこなかった事業者を相互接続により参入させるために特定の事業者を優遇することは、事業者間の公平な競争を歪め、限られたパイを奪い合う過度なスイッチング競争を助長し、設備構築事業者の設備投資インセンティブを阻害することになります。</p> <p>情報通信市場の更なる発展による日本経済の成長のためには、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申でも示された通り、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションを通じたイノベーションの促進が重要であり、従来の垣根を越えてダイナミックに動いている市場変化を的確に捉え、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しし、I C T利活用の促進に資する情報通信政策を推進していただきたいと考えま</p>	<p>■ 当審議会では、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（平成26年12月18日情報通信審議会答申）において、本答申（案）で検討した加入光ファイバに係る接続制度の在り方に加え、移動通信サービスに関する競争の促進や、光ファイバ基盤の利活用促進によるイノベーション促進等についても、答申を示したところ。</p> <p>■ これを受け、総務省において、携帯電話網の接続ルールの充実、移動通信分野における支配的事業者に対する禁止行為規制の一部緩和、N T T東西の光回線の卸売サービス等に関する制度整備等のため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正案を国会に提出し、平成27年5月15日に成立したところである。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>す。</p> <p>（日本電信電話）</p>		
<p>意見0-3 設備設置事業者の設備投資インセンティブに配慮しつつ、接続料が激変することのないよう制度設計すべき。また、「サービス卸」の料金水準も考慮すべき。</p>	<p>考え方0-3</p>	
<p>■ ケーブルテレビ事業者は、日本国の全世帯の半数以上にあたる2,900万世帯に私共のネットワークを通して放送サービスを提供しており、重要な社会インフラ事業者として、事業継続の責務を強く認識しています。また、近年はケーブルテレビ事業において通信サービスの比重が年々増加し、現時点では50%以上を占めるに至り、放送サービスだけでなく通信サービスが事業存続に大きく影響する状況となっています。</p> <p>地域密着の放送サービスを支えるインフラとして、また、NTTとは別の通信サービスの加入者アクセス網を有するインフラとして、重要な意義があり、地域の自律性・多様性確保のためにも持続的発展が必要であると考えています。</p> <p>FTTHサービスの提供方法として、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態がありますが、ケーブルテレビ事業者では「自己設置」による設備構築を主流としており、またそうした取組みが、NTT網のみに依存しない日本国のネットワークダイバシティに寄与するものと考えます。</p> <p>しかしながら、エンドユーザのニーズに合致したサービスを提供するため、またケーブルテレビ事業の持続的な発展のため、競争環境等に対応して様々な選択肢を検討する柔軟な姿勢が必要であるとの認識およびFTTHサービスの提供に係る以下のとおり基本的な考え方の下、今回、意見書を提出致します。</p> <p>＜前提＞</p> <p>①世界最高水準のIT社会の実現は、設備競争とサービス競争の両輪にて推進すべき</p> <p>②設備投資インセンティブを削がないような接続条件を前提として、設備競争を促進する制度の在り方を担保すべき</p> <p>＜方向性＞</p> <p>①現状では「接続」型サービスを提供するケーブルテレビ事業者は少ないが、顧客ニーズに応えるため「接続」型の提供形態も検討していく予定</p> <p>②そのため、主要な検討要素である接続料が激変することのないよう制度設計していただきたい</p> <p>③一方、設備事業者の設備投資インセンティブを減じることのないようご検討いただきたい</p> <p>④本年からサービス開始された「卸役務」型サービス料金設定との関わりについて事</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 答申（案）の「基本的な考え方」に示したとおり、FTTH市場における競争を促進する観点から、事業者が資金力や事業戦略に応じて、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から合理的に選択できる環境が整備されることが重要と考える。</p> <p>総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当と考える。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>前にご考慮、ご検討いただきたい 今後も地域の総合メディアサービス事業者として、ケーブルテレビ事業者は地域の皆さまにご満足いただけるよう様々な検討を重ねて参りたいと存じます。</p> <p>（日本ケーブルテレビ連盟）</p>		
<p>意見〇ー４ 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料水準の低廉化だけではなく、接続料体系の見直しを行うことが必要。また、償却方法の変更といったNTT東西の取組は制度的拘束力を伴わないため、NTT東西は、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向け、各年度の接続料水準について明示することが必要。</p>	考え方〇ー４	
<p>■ 「日本再興戦略」及び「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月）を踏まえ、2020年代に向けて世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展による経済活性化や国民生活の向上を実現するため、平成26年2月より、情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会においてその実現に向けた検討が進められました。</p> <p>その検討の結果、平成26年12月、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」において、世界最高水準のIT社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るためのICT基盤の在り方について具体的な方針が示されました。</p> <p>特に、NTT東・西が設置する加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、「FTTHサービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤として重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる必要がある」という方向性が示され、NTT東・西が設置する加入光ファイバに光配線区画に係る物理的な制約があり、これを改善するための取組も十分に進んでいない状況の中、どのように事業者間の競争を促進し、伸び悩む利用率の向上につなげるのか等について、本年2月から6月まで開催された情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会（以下、「接続政策委員会」といいます。）において具体的な議論が期待されていたところです。</p> <p>しかしながら、今回取りまとめられた「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申（案）（以下、「本答申（案）」といいます。）では、情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申（平成24年3月29日。以下、「第二次答申」といいます。）において競争阻害要因の解消に向けた本質的な対処とされた光配線区画の見直しは、第二次答申後、全く成果を上げておらず、また、今後の取組に関しても、これまでと同様に光配線区画の見直しを行うだけでは統合率が劇的に上がっていくことは期待できないと確認されたにも関わらず、光配線区画に係る物理的な制約に起因して収容率を高めにくい</p>	<p>■ 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料体系の見直しを行うことが必要との御意見については、個別論点で同様の御意見が提出されていることから、考え方2ー1を参照頂きたい。</p> <p>■ 平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた各年度の具体的な接続料水準を、NTT東西が明示するべきとの御意見については、個別論点で同様の御意見が提出されていることから、考え方3ー25を参照頂きたい。</p> <p>■ なお、答申（案）の「基本的な考え方」に示したとおり、FTTH市場における競争を促進する観点から、事業者が資金力や事業戦略に応じて、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から合理的に選択できる環境が整備されることが重要と考える。</p>	無

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>という課題への代替策及び公正な競争環境を整備するための方策として、事業者から提案された加入光ファイバ接続料の料金体系を光配線区画に依存しにくい料金体系に見直す提案については見送られることとなりました。</p> <p>一方で、NTT 東・西が提案した減価償却方法の変更やコスト削減努力といった制度的拘束力を伴わず、また、示された接続料の低廉化といった効果も何ら確約・保証されない提案を一方的に採用し、各種状況を踏まえた見直しの検討については3年後の見直しの中で検討を行うことが適当とされました。</p> <p>光配線区画に係る物理的な制約があり、それが改善されない状況において、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という目的を達成するためには、結果としての接続料水準の低廉化のみならず、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行うことが必要であり、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要であると考えます。</p> <p>また、本答申（案）が、制度的拘束力を伴わないNTT 東・西の企業経営上の判断（裁量）の結果としての減価償却方法の変更に依拠している以上、NTT 東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況であるため、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利用促進を図るためには、NTT 東・西は、平成 31 年度の主端末回線接続料 2,000 円程度に向けた各年度の具体的な接続料水準について明示することが必要であり、また、NTT 東・西の提案した内容の前提が崩れた場合には、直ちに「接続制度の在り方」の検討を再開し、接続料体系の見直しを適切に行う等の措置が必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>■ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」については、2020 年代に向け、従来のトレンドに加え更に超高精細映像（4K/8K）の導入等更なるリッチコンテンツの増加、社会全体の ICT 利活用の拡大等、データトラヒックの急増等が予想される中、固定系超高速ブロードバンドを、今後発展していくリッチコンテンツを支える重要な ICT 基盤と位置づけ、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」ことを目的に、情報通信審議会電気通信事業政策部会 接続政策委員会（以下、「本委員会」といいます。）において議論が行われてきました。</p> <p>本委員会では、FTTH 普及促進のため、各社が多様なサービスを提供可能な「接続」において、公正な事業者間競争を実現し競争を活性化することで、低迷する利用率の向</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>上を図るべき、という共通認識のもと、「接続」の参入障壁である事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差解消のための方策として接続料体系の見直しが必要、という方向性で議論が行われてきましたが、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申（案）（以下、「本答申案」といいます。）では、接続料体系の見直しを見送り、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT東西殿」といいます。）取組について「速やかに検討を進めることが適当」とされています。しかしながら、NTT東西殿の提案である償却方法見直しは、財務会計等の観点からの企業の自主的な取組として判断されるべきものであり、コスト削減、コスト精緻化等は競争政策とは関係なくコストの適正性の観点から実施すべきものです。これらの検討を進めても、「接続」の参入障壁である事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差は解消されず、「接続」による新規事業者の参入は期待できないため、諮問の目的は達成し得ないと考えます。</p> <p>そもそも、これまでの競争政策は、NTT東西殿のボトルネック設備を開放し、「接続」により公平・透明な条件で貸し出すことで、公正な事業者間競争のもと、それぞれの事業者がサービスや料金を工夫できるようにし、サービス競争、料金競争を促進することに主眼が置かれてきました。一方で、本答申案では、接続料体系の見直しは見送られたため、「サービス卸」の卸料金よりも「接続」による接続料が割高となり、結果として「サービス卸」の利用を助長する結論となっています。しかしながら、「サービス卸」は、再販に過ぎず、サービススペック、料金についてNTT東西殿の裁量に委ねられており、「接続」のような公平性・透明性も担保されていません。本答申案は、公平性・透明性を有する「接続」を主体としたこれまでの競争政策から、それらが担保されていない「卸」へとその主体を変更するという意味で競争政策の根幹を転換するものであり、公正な事業者間競争の観点から大きな問題と考えます。</p> <p>事業者間の競争を通じて、世界最高水準のIT社会の実現、経済活性化と国民生活の向上を図るためには、新規参入促進による市場の活性化が不可欠であり、公正な事業者間競争を確保するためには、公平性・透明性、接続の迅速性等を確保した「接続」を中心とした競争政策を継続していくべきです。そのためにも、「接続」が「卸」と比較して不利な状況になることが無いように制度設計する必要があり、速やかに接続料体系の見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>意見0-5 接続料算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されないほか、新規需要拡大や利活用の促進には寄与しないこと等から行うべきではない。</p>	<p>考え方0-5</p>	
<p>■ ・なお、これまでのヒアリングで当社からご説明したとおり、接続料の算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じます。また、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者に新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、接続事業者間のみならず設備構築事業者との間の公正な競争を歪めるとともに、既存事業者との間のスイッチング競争を助長することとなり、光の新規需要拡大や利活用の促進には寄与しないことから、このような接続料体系の見直しは行うべきではないと考えます。</p> <p>・個別の論点に関する当社意見は以下のとおりです。</p> <p>（東日本電信電話、西日本電信電話）</p>	<p>■ 接続料算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を、契約者単位で負担するといった見直しを行うべきではないとの御意見については、個別論点で同様の御意見が提出されていることから、考え方2-1を参照頂きたい。</p>	<p>無</p>

第1章 加入光ファイバに係る接続制度の概要とこれまでの議論の経緯

1. 加入光ファイバに係る接続制度の概要

1. 2. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法（現行）

1. 2. 1 FTTHサービスの提供形態

意見	考え方（案）	修正の有無
意見1-1 「自己設置」型の提供を行っているケーブルテレビ事業者がいることに留意すべき。	考え方1-1	
<p>■ FTTHサービスにおける「自己設置」型の提供形態は、NTT東西および電力系の電気通信事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者においても提供区域全域あるいは一部区域にてサービス提供している事業者があることにご留意いただきたく存じます。</p> <p>（日本ケーブルテレビ連盟）</p>	<p>■ 御意見については、今後の参考として承る。</p>	無

第2章 第二次答申を踏まえた取組とその後の環境変化

2. 第二次答申後の取組の概要

2. 1. 既存の光配線区画の見直し（隣接区画の統合）

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>意見2-1 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料水準の低廉化だけでなく、接続料体系の見直しを行うことが必要。</p>	<p>考え方2-1</p>	
<p>■ シェアドアクセス方式では、1ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置（「8収容」の原則の徹底）が重要な要素となります。</p> <p>しかしながら、本答申案に記載のあるとおり、光配線区画の統合の取組はほとんど効果をあげておらず、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題の解消がなされていないことから、その代替策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要であり、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>■ 答申（案）の「基本的な考え方」に示したとおり、「接続」型の提供形態は、我が国のF T T H市場におけるイノベーションの創出やサービスの多様化を図る観点から、今後とも、多様な事業者によって広く活用されることを期待すべき提供形態であり、接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要であると考えます。</p> <p>■ この観点から、接続料の低廉化を図ることは、F T T H市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる。</p> <p>N T T東西が提案した償却方法の見直しについては、これが実施されれば、少なくとも当面は、接続料が低廉化する効果を持つと考えられ、企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」の取組に関する効果と併せて相当の接続料の低廉化（N T T東西によれば、平成31年度には主端末回線は2,000円程度になる見込み）が期待できるものである。</p> <p>一方、当審議会における審議では、光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況において、「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、関係事業者等から提案があったように、一部の費用負担を「契約者数比」に改め、接続料体系を見直すことも一案との意見等もあった。</p> <p>しかし、N T T東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられ、これによる「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要と考える。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
	<p>このため、まずは、NTT東西において、償却方法の定額法への移行等の取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当と考える。</p> <p>■ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、こうした検証を踏まえた上で、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において改めて見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当と考える。</p>	
<p>意見2-2 平均回線数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の回線数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されているか否かを判断すべきではない。</p>	<p>考え方2-2</p>	
<p>■ 当該平均回線数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の回線数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されているかどうかを判断すべきではありません。シェアアクセスで提供し得る実質的な一光配線区画当たりの平均回線数は、約20～30回線程度の認識です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 御意見については、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、答申（案）に示した一光配線区画当たりの平均回線数は、加入電話等回線数を光配線区画数で除すことにより算出したものである。</p>	<p>無</p>

2. 5. 光配線区画の見直しに関する考え方

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>意見2-3 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料水準の低廉化だけでなく、接続料体系の見直しを行うことが必要。</p>	<p>考え方2-3</p>	<p></p>
<p>■ 先述のとおり、シェアアクセス方式では、1ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 収容」の原則の徹底が重要な要素となります。</p> <p>今後も継続して光配線区画の統合を進めることは重要であり、引き続き、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 収容」の原則の徹底に努めていくことは必要ですが、一方で、答申案に記載のあるとおり、その効果には限界があることから、今後も同様に光配線区画の見直しの取組を進めただけでは、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題の解消は期待できません。</p> <p>したがって、その代替策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要であり、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	<p>無</p>

第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

1. 基本的な考え方

意見	考え方（案）	修正の有無
意見3-1 「自己設置」「接続」「卸役務」という3形態のバランスを適切に保つことで、FTTH市場全体の発展につながるとする基本的な考え方に賛同。	考え方3-1	
<p>■ 今回の加入光ファイバに係る接続制度の基本的な在り方として、「自己設置」「接続」「卸役務」という3形態のバランスを適切に保つことで、FTTH市場全体の発展につながるとする基本的な考え方に強く賛同いたします。</p> <p>すなわち、現在「自己設置」型で光ファイバー網を利用しているのは、主として地域系通信事業者やCATV事業者等が、NTT東西殿の設置する加入光ファイバ網とは別に、自ら独自の光ファイバ網を設置するケースです。こうした「自己設置」においては、NTT東西殿の設置した加入光ファイバを多数の会社が共同で利用する「接続」「卸役務」に比べると大きな設備投資が必要になる一方で、独自サービスの開発・導入が行いやすいため、FTTH市場全体で見た場合のイノベーション創出やサービスの多様性確保といった点で大きな貢献ができる仕組みです。</p> <p>もし、仮に偏ったコスト評価により「接続」型における接続料が「恣意的に」低く設定された場合には、「自己設置」型のコスト競争力が失われて、その結果として「自己設置」型の設備構築が存続できなくなり、ひいてはFTTH市場全体の健全な発展が歪んでしまうととも、ユーザに対する利便性の提供も損なわれる恐れがあります。</p> <p>こうしたことから、本報告書の基本的なスタンスとして「自己設置」「接続」「卸役務」という3形態のバランスを適切に保つ」ことを基本的な考え方として打ち出していることは高く評価すべきであると考えます。</p> <p>(STNet)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 国や地域の活躍を支える基盤となることが望まれる等との御意見については、今後の参考として承る。</p>	無
<p>■ 最終受益者の視点としても、原則として公平・公正な市場競争環境の下、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態が存在し、FTTH市場における競争の促進が行われる事が望ましいと考えると共に、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である『光配線区画の狭さによる平均収容者数の少なさが、加入光ファイバに係る接続制度の在り方を考えるにおける基礎的課題』である事、その光配線区画の問題の実態が把握できた事、結局のところその負担を被るのは最終受益者である事、および『通信の自由化から節目の30年目』である事も踏まえつつ、公正で多様な競争の下、国や地域の活躍を支える基盤となる事が望まれる。</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
(個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。)		
意見3-2 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料体系の見直しを行うことが必要。	考え方3-2	
<p>■ 答申案の記述に賛同いたします。FTTH 市場におけるイノベーションの創出やサービスの多様化を図るためには、「接続」型の提供形態が、多様な事業者によって広く活用されることが必要であり、そのためには、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題への代替策及び公正な競争環境を整備するための方策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要であり、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	無

2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方

意見	考え方（案）	修正の有無
意見3-3 引き続き、既存光配線区画の見直しや情報提供の充実等、光配線区画の利便性向上に取り組んでいく考え。	考え方3-3	
<p>■ ・また、当社は、接続事業者から光配線区画に関するご要望があることも踏まえ、引き続き既存光配線区画の見直しや情報提供の充実等、光配線区画の利便性向上に取り組んでいく考えです。</p> <p>（東日本電信電話）</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、答申（案）で示したとおり、3年後の見直しでは、光配線区画に関する取組の状況についても評価し、見直しの検討を行うことが適当である。</p>	無
<p>■ ・また、当社は、接続事業者から光配線区画に関するご要望があることも踏まえ、引き続き既存光配線区画の見直しや情報提供の充実等、接続事業者の利便性向上に取り組んでいく考えです。</p> <p>（西日本電信電話）</p>		
意見3-4 NTT東西による既存の光配線区画の統合等の取組結果については公表すべき。	考え方3-4	
<p>■ なお、総務省においては、NTT 東・西による既存の光配線区画の統合等の取組の実施状況を注視するだけでなく、その取組結果についても、他事業者が実施状況を把握できるように、適時適切に公表していただきたいと考えます。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>■ 総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、FTTH市場における競争の状況等に関する検証を定期的実施する際に、NTT東西による光配線区画の統合等の取組結果についても併せて検証し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当と考える。</p>	無
意見3-5 光配線区画あたりの平均回線数は、地域ごとに大きな差異があることから、地域毎の実質費用が同等となるよう答申（案）を見直すべき。	考え方3-5	
<p>■ 光配線区画あたりの平均回線数は、地域ごとに大きな差異があり平均収容数の少ない地域においては、必然的に主端末回線に接続されるユーザー数が少なくなりユーザーあたりのコストも高くなる。</p> <p>（例、H26年9月末時点の光配線区画あたりの平均回線数は 大阪府:49.8回線 島根県:29.1回線で、それぞれの府県で同様の利用率であった場合にも、収容が分散する島根県の1ユーザーあたりの主端末回線費用は大阪府の実質1.7倍となる。）</p> <p>このように、サービスを全国展開していない地域系の通信事業者にとっては「接続」への参入が難しい状況であり、全国各地の地域系通信事業の新規参入を促すためには、地域毎の実質費用が同等となるよう本答申案の見直しが必要と考える。</p>	<p>■ 地域ごとに、光配線区画あたりの平均回線数に差異があるという状況については、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、NTT東西から、既存の光配線区画の統合を継続して実施していく考え等が示されており、総務省においても、引き続き、NTT東西による既存の光配線区画の統合等の取組の実施状況を注視することが適当と考える。</p>	無

意見	考え方（案）	修正の有無
(アットアイ)		
意見3-6 NTT東西は、第二次答申を踏まえ、既存の光配線区画の見直し等の取組を実施。また、新規獲得可能な市場は十分残っていること等から、接続事業者が複数の利用者を獲得することは可能であり、「NTT東西との競争は困難」との指摘は当たらない。	考え方3-6	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は、第二次答申を踏まえ、既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の設定、エントリーメニューの設定といった接続事業者の参入を容易にするための取り組みを実施しています。 ・ また、接続事業者は、既存の光配線区画であっても、以下の観点から複数の利用者を獲得することは可能であり、現に当社よりも速いペースで1芯当たりの収容ユーザ数を高めている事業者もいることから、他事業者がFTTH市場に参入し、一の光配線区画で複数のユーザを獲得することは既に十分可能であり、「NTT東西との競争は困難」との指摘は当たらないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現状の一の光配線区画の平均ユーザ数が50～60程度であることと固定系超高速ブロードバンド利用率が51.1%であることからすれば、一の光配線区画のうち25～30ユーザ程度が光の未利用ユーザとなっており、新規獲得可能な市場は十分残っていること ▶ 実際のFTTH市場では、新規ユーザの獲得競争だけでなく、既存ユーザを対象としたスイッチング競争も展開されていることからすれば、新規参入事業者にとって、光配線区画内の残ユーザ数に関わりなく当該エリアの全ユーザがターゲットとなること（当社のフレッツ光廃止ユーザへのヒアリング調査では、廃止ユーザのうち約30%（過去多い時期では約50%）が他社光サービスに移行している。また、NTT東西以外の事業者の純増シェアは過去3年間5割程度で推移している。） ▶ DSL事業者やフレッツ光上でサービスを展開するISPは、現在でも一定数のユーザにサービス提供しているため、これをシェアドアクセス方式に移行させるだけで、容易に当社と遜色ない収容ユーザ数を獲得することが可能と想定されること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第二次答申に至る議論の過程で、分岐単位接続料の導入の是非について検討が行われたものの、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの導入といった方策を講じることが適当とされ、分岐単位接続料の導入は見送られたところである。 しかしながら、これらの取組に関して第二次答申後から約3年間の実績を見ると、いずれの取組についても、成果を上げたと評価するには十分とはいえないものである。 ■ また、競争事業者からは、収容率が低水準にとどまれば、利用者当たりの接続料相当額を引き下げることができないため、光配線区画により潜在的な利用者数が制約されている中で、既にNTT東西が高い収容率を実現している現状を踏まえると、費用構造上、NTT東西との競争は困難との指摘がなされているところである。 	無
(東日本電信電話)		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は、第二次答申を踏まえ、既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の設定、エントリーメニューの設定といった接続事業者の参入を容易にするための取り組みを実施しています。 ・ また、接続事業者は、既存の光配線区画であっても、以下の観点から複数の利用者を獲得することは可能であり、現に当社よりも速いペースで1芯当たりの収容ユーザ数 		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>を高めている事業者もいることから、他事業者がFTTH市場に参入し、一の光配線区画で複数のユーザを獲得することは既に十分可能であり、「NTT東西との競争は困難」との指摘は当たらないと考えます。</p> <p>▶現状の一の光配線区画の平均ユーザ数が40程度であることと固定系超高速ブロードバンド利用率が51.1%であることからすれば、一の光配線区画のうち20ユーザ程度が光の未利用ユーザとなっており、新規獲得可能な市場は十分残っていること</p> <p>▶実際のFTTH市場では、新規ユーザの獲得競争だけでなく、既存ユーザを対象としたスイッチング競争も展開されていることからすれば、新規参入事業者にとって、光配線区画内の残ユーザ数に関わりなく当該エリアの全ユーザがターゲットとなること（当社のフレッツ光廃止ユーザへのヒアリング調査では、廃止ユーザのうち約30%（過去多い時期では約50%）が他社光サービスに移行している。また、NTT東西以外の事業者の純増シェアは過去3年間5割程度で推移している。）</p> <p>▶DSL事業者やフレッツ光上でサービスを展開するISPは、現在でも一定数のユーザにサービス提供しているため、これをシェアドアクセス方式に移行させるだけで、容易に当社と遜色ない収容ユーザ数を獲得することが可能と想定されること</p> <p>（西日本電信電話）</p>		
<p>意見3-7 既存の光配線区画の統合等の取組については、答申後も引き続き解決に向けた取組を行うべき。</p>	<p>考え方3-7</p>	
<p>■ 諮問理由【FTTHサービスが我が国の経済社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要】の指摘の下で行われた【専門的な知見に基づく検討の着手】によって、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画の問題の実態が把握された事を踏まえれば、現状の先送りは、『世界最先端IT 国家創造宣言』に示された【「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型のIT 利活用モデルの構築】や、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に示された【負のスパイラルを断ち切るため、地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境づくりを急務とし、】に支障をきたす恐れがある事から、本答申（案）後にも、着手された課題解決に引き続き取り組まれる事。</p> <p>（個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。）</p>	<p>■ 既存の光配線区画の統合等の取組については、答申後も引き続き解決に向けた取組を行うべきとの御意見については、考え方3-4のとおり。</p>	<p>無</p>

意見	考え方(案)	修正の有無
意見3-8 光配線区画をメタル回線の固定配線区画に見直し、収容数を高めることによって、設備利用効率の向上等を図るべき。	考え方3-8	
<p>■ 第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画を、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)にも即した『メタル回線の固定配線区画(き線点ベース)』に見直し、NTT東西の営業部門を含む、あまねく事業者殿の1芯あたり収容数を平均6以上(収容率75%以上)と見込める競争環境を整えられる事で、その設備利用効率の向上と、戸建型と集合住宅型に存在する価格格差を改善し、あまねく最終受益者の負担抑制を図られる事。</p> <p>(個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。)</p>	<p>■ 御意見については、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、答申(案)で取り上げたFTTHサービスのシェアドアクセス方式の場合は、局外スプリッタにより、主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式である一方、DSLサービス等のメタル回線については、局外スプリッタに相当する設備はなく、局舎から利用者宅まで1回線が引き込まれている。両者は構成は異にするものとする。</p>	無
意見3-9 NTT東西は、光のトータルコストの削減による接続料の低廉化を既に行っており、事業者が新規に参入することは既に可能。また、来年度から定額法に移行すれば、コスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は平成31年度には2,000円程度になる見込みであり、新規参入しやすい環境は更に充実する。	考え方3-9	
<p>■ ・当社は、「接続」による光の新規需要拡大を図る場合、光のトータルコストの削減による接続料の低廉化が「本質的な対応」と考えており、主端末回線の接続料を平成22～27年度にかけて▲30%程度低減させてきた結果、接続事業者が低廉なユーザ料金を設定し市場に参入することは既に十分可能となっています。</p> <p>・さらに、当社は、今後も企業努力による更なる効率化・費用削減はもとより、現在検討している償却方法の定率法から定額法への見直しも含め、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、接続事業者等とともに光の新規需要を拡大していく考えです。仮に来年度から定額法に移行すれば、来年度以降の接続料は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とした大胆な推計ではコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は平成31年度には2,000円程度になる見込みです。</p> <p>こうしたことから、接続事業者がFTTH市場に参入しやすい環境は今後更に充実していくものと考えます。</p> <p>(東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>■ 競争事業者からは、収容率が低水準にとどまれば、利用者当たりの接続料相当額を引き下げることができないため、光配線区画により潜在的な利用者数が制約されている中で、既にNTT東西が高い収容率を実現している現状を踏まえると、費用構造上、NTT東西との競争は困難との指摘がなされているところである。</p> <p>■ NTT東西においては、償却方法の定額法への移行等といった取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当である。</p> <p>また、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証するとともに、接続料の低廉化の状況等を評価した上で、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、3年後に見直しの検討を行うことが適当と考える。</p>	無
意見3-10 接続料算定において、一部の費用を「契約者数比」で負担することは、特定の事業者を過度に優遇することとなり、採用すべきではない。	考え方3-10	
■ ・一部の事業者から、収容率が低水準にとどまれば、高い収容率を実現しているNTT	■ 接続料算定において、一部の費用を「契約者数比」で負担	無

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>東西との競争は困難との指摘がなされていることを踏まえ、例えば電柱・土木設備の施設保全費等を「契約者数比」で負担するといった、光配線区画の広さに依存しにくい接続料体系の導入が必要との意見もありましたが、</p> <p>▶当社だけでなく既存のシェアドアクセス利用事業者についても、当初の収容率は低水準であったところ、相当の時間と労力をかけて現在の収容率を実現しているのであって、新規参入事業者が最初から有利になるような接続料金を設定した場合には、却って事業者間の公平性が損なわれる</p> <p>▶シェアドアクセスは、1芯当たりの収容ユーザ数を高めることによって効率性が向上するものであり、将来にわたって収容率が低水準にとどまる事業者を優遇することは、非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じることから、特定の事業者を過度に優遇するような算定方法は採用すべきではないと考えます。</p> <p>（東日本電信電話、西日本電信電話）</p>	<p>する方法を採用すべきではないとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	
<p>意見3-11 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料体系の見直しを行うことが必要。</p>	<p>考え方3-11</p>	
<p>■ 先述のとおり、今後も継続して光配線区画の統合を進めることは重要であり、引き続き、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 収容」の原則の徹底に努めていくことは必要ですが、一方で、答申案に記載のあるとおり、その効果には限界があることから、今後も同様に光配線区画の見直しの取組を進めただけでは、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題の解消は期待できません。</p> <p>したがって、その代替策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要であり、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	<p>無</p>

3. 1. 「8 收容」の原則を巡る課題への対処の在り方

意見	考え方（案）	修正の有無
意見 3-12 接続約款に「8 收容」の原則を規定し、引き続き適切な運用を図っていく考え。	考え方 3-12	
<ul style="list-style-type: none"> ■ ・ 当社はこれまで業務運営上やユーザ対応上、やむを得ない場合を除いて、一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは 8 回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに 9 回線目の分岐端末回線を收容する必要がある際に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容する運用をしてきたところです。 ・ 今回こうした運用を明確化する観点から、接続約款へ「8 收容」の原則を規定し、引き続き適切な運用を図っていく考えです。 <p>（東日本電信電話、西日本電信電話）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。 	無
意見 3-13 「8 收容」の原則及び「8 收容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処を接続約款に明文化すること等に賛同。	考え方 3-13	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 先述のとおり、シェアアクセス方式では、1 ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1 主端末回線当たりのユーザ收容数の向上が必要であり、そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 收容」の原則の徹底が重要な要素となることから、答申案の記述に賛同いたします。 <p>（KDDI）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。 	無
意見 3-14 「8 收容」の原則については、配線区画に依存しない接続料体系に見直すことが、根本的な解決策と考える。	考え方 3-14	
<ul style="list-style-type: none"> ■ <NTT 東西殿運用に起因する競争阻害要因解消のためにも接続料体系の見直しが必要> <p>これまで、接続料体系の見直しについて、接続事業者がシェアアクセス方式の接続料でシングルスター方式と同様の設備の利用を行う「モラルハザード的な利用」や收容率向上インセンティブの低下の懸念を主張し続けてきた NTT 東西殿自身が、「8 收容の原則」を遵守せず、結果的に接続事業者の收容率向上を阻害するような「モラルハザード的な運用」を行ってきたことは大きな問題と考えます。この「8 收容の原則」に係る問題をはじめとした NTT 東西殿の運用に起因する諸課題は、接続事業者にとって收容率向上の大きな阻害要因となっています。</p> <p>したがって、その競争阻害要因を解消する措置を講じるのは当然のことですが、このように接続事業者と競争関係にある NTT 東西殿の運用次第で競争環境が大きな影響を受</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「8 收容」の原則及び「8 收容」の原則が適切に運用されなかった場合の対処を接続約款に明文化することは、円滑な接続の実現を図るために必要な措置であると考えます。 ■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方 2-1 のとおり。 	無

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>ける状況を解消するためにも、配線区画に依存しない接続料体系へと見直しを図ることが根本的な解決策と考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p> <p>■ 主端末回線単位という料金体系においては、主端末回線を効率的に利用するというインセンティブがNTT 東西殿に働かないため、モラルハザード的に「8 収容」の原則が崩れることは当然考えられる。</p> <p>また、「8 収容」の原則が崩れないよう、様々な報告・監視のルールを定め運用することは手間やコストに繋がる上、実際に問題が見つかった場合には、影響のあった接続事業者の不利益を整理し費用の扱いを調整する必要があるなど多くの問題を生じることとなる。</p> <p>これらについては、分岐単位接続料の考え方をを用いることで、主端末回線を効率的に利用するというインセンティブが NTT 東西殿に強く働くことになるため、結果的に報告・監視のルールを定めることなく「8 収容」の原則が守られると考える。</p> <p>（アットアイ）</p>		

3. 2. 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>意見3-15 シェアドアクセス方式における収容数の向上のためには、開示される光配線区画の情報が正確であることが必要であり、答申（案）に賛同。</p>	<p>考え方3-15</p>	
<p>■ 先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が重要であり、そのためには、開示される光配線区画の情報が正確であることが必要であるため、答申案の記述に賛同いたします。</p> <p>なお、システム開発等の費用が発生する場合には、当該費用をNTT東・西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担する必要があることから、過度な開発や高額なシステム開発とならないように留意が必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-16 光配線区画をメタル回線の固定配線区画に見直す場合に必要となるシステム改修費については、NTT東西のアクセス部門が負担することが合理的。</p>	<p>考え方3-16</p>	
<p>■ 第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の設備利用効率の向上に欠かせない可用範囲である光配線区画の拡大を『メタル回線の固定配線区画』と同等に進めるに伴うシステム費用負担は、移動体通信市場における第二種指定電気通信設備の設置者であるMNO側が用意している事を踏まえれば、NTT東西殿のアクセス部門が実施される事が最も合理的である。但し、現状の先送りは、最終受益者が被るものであり、日々国益を損い続ける事を鑑みれば、総務省殿の平成28年度予算提出による『接続制度監視・流通促進システム』（IoTアプローチによる区画情報の把握、ならびに「8収容の原則」と「光配線区画の範囲の特定に係る課題」の対応を含む）として、公共事業化する事も検討点とされる事。</p> <p>(個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。)</p>	<p>■ 光配線区画をメタル回線の固定配線区画に見直すことについては、考え方3-8のとおり。</p> <p>■ 光配線区画情報の提供は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に通ずる基本的なものであるから、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適当と考える。</p>	<p>無</p>

3. 3. 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

意見	考え方（案）	修正の有無
意見3-17 光配線区画が事後的に分割・縮小される事例を整理・類型化し、公表していく考え。	考え方3-17	
<p>■ 光配線区画が事後的に分割・縮小される事例は、宅地造成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブルや設備では対応できず、光配線区画を分割し新たに設定せざるを得なかったものや配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したものの、地中化により配線ルートや設備状況が変わったため光配線区画を分割せざるを得なかったもの等、いずれも設備構築上、やむを得ない対応として実施しているものです。</p> <p>当社としては、こうした事例を整理・類型化し、公表していく考えです。</p> <p>（東日本電信電話、西日本電信電話）</p>	■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。	無
意見3-18 NTT東西において光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で公表することに賛同。	考え方3-18	
<p>■ 事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した1主端末回線当たりのユーザ収容数の確保が困難となり、接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼすことから、本来、事後的に光配線区画を分割・縮小するような運用は実施されるべきではありません。</p> <p>しかしながら、回線開通等の際に、真にやむを得ない事由から事後的に光配線区画を分割・縮小せざるを得ないようなケースも存在することから、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和を図るためには、当該事例を類型化した上で公表し、光配線区画に係る運用を改善することが重要であることから、答申案の記述に賛同いたします。</p> <p>ただし、「工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者速やかに確認を行う手順を設けること」については、回線開通が遅延する等のユーザへの直接的な影響があってはならないことから、運用方法等の詳細については、接続事業者の意見をよく聴いた上で（例えば、接続事業者が回線開通の遅延等の影響を回避するために、真にやむを得ない事由以外は発生しない前提において事前確認の省略を希望する場合には、事後に通知・検証する運用にする等）定めることが必要です。</p> <p>（KDDI）</p>	■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。	無
意見3-19 回線原簿上の光配線区画名を毎月更新する対応を、6月下旬より実施。今後、分岐端末回線の開通時に、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合に	考え方3-19	

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>工事実施前に接続事業者へ確認を行う等、光配線区画変更に係る予見性向上や影響緩和のための措置について、接続事業者の要望を踏まえ検討していく考え。</p>		
<p>■ ・光配線区画名は、当初、光アンバンドルシステムの回線原簿上に掲載していませんでしたが、接続事業者より光配線区画名を活用したいとのご要望があり、早期かつ安価に光配線区画名をお知らせする観点から、設計時の光配線区画名を掲載することとし、その旨を平成25年3月に事業者説明会でご説明し、そうした運用を行ってまいりました。また、光配線区画の変更により接続事業者が新たな主端末回線を利用することとなる際は、その旨を接続事業者へ通知し、所内設備の情報を当該事業者から受領した後に開通しています。</p> <p>今回、ユーザを効率的に収容する観点から設計時以降の光配線区画の変更についても把握したいとのご要望があったことから、当該接続事業者が利用している回線原簿上の光配線区画名を毎月更新する対応を6月下旬より実施しております。</p> <p>・今後、分岐端末回線の開通時に、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合において工事実施前に接続事業者へ確認を行う運用や、光配線区画の構成に変更があった場合において当該光配線区画名を通知する運用等、光配線区画変更に係る予見性向上や影響緩和のための措置について、接続事業者のご要望を踏まえ、検討していく考えです。</p> <p>（東日本電信電話）</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>
<p>■ ・光配線区画名は、当初、光アンバンドルシステムの回線原簿上に掲載していませんでしたが、接続事業者より光配線区画名を活用したいとのご要望があり、早期かつ安価に光配線区画名をお知らせする観点から、設計時の光配線区画名を掲載することとし、その旨を平成25年3月に事業者説明会でご説明し、そうした運用を行ってまいりました。今後、設計時以降の光配線区画の変更に関するご要望を接続事業者に伺った上で光配線区画名を更新する対応について検討していく考えです。また、分岐端末回線の開通時に、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合における工事実施前に接続事業者へ確認を行う運用や、光配線区画の構成に変更があった場合における当該光配線区画名を通知する運用等、光配線区画変更に係る予見性向上や影響緩和のための措置について、接続事業者のご要望を踏まえ、検討していく考えです。</p> <p>（西日本電信電話）</p>		
<p>意見3-20 NTT東西は設備構築と同時にユーザの獲得を行う一方、後発事業者はそれができず、収容率を高め難い構造が存在しているため、対等に競争できる環境を整備す</p>	<p>考え方3-20</p>	

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>べき。</p> <p>■ また、NTT 東西殿は、これまで設備構築と同時にユーザを獲得する等、優位な立場を利用し高い収容率を実現していますが、後発事業者はNTT 東西殿からの設備構築完了（提供エリアの拡大等）の通知後に、サービス企画・自前設備の設置等の準備を行うため、NTT 東西殿が先行しユーザ獲得した数か月後でなければ、サービス提供ができません。そのような後発事業者が収容率を高め難い構造が存在していることから、コスト構造で有利な既存事業者と競争できる環境を整備すべきと考えます。</p> <p>（DSL 事業者協議会）</p>	<p>■ 総務省では、NTT東西より、「設備部門と営業部門の隔離、監視する部門が設備部門から独立して構築されている」等を内容とする実施状況等についての報告を毎年受け、電気通信事業法における機能分離等の規律の遵守状況を検証するとともに、当該報告内容を公表しており、NTT東西と競争事業者との間で一定の同等性等が確保されていると考えられる。</p> <p>総務省においては、今後も、具体的な問題点が発生しているという事実があればその点を確認することを含め、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当と考える。</p>	無
意見3-21 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべき。	考え方3-21	
<p>■ 今回、接続政策委員会において議論を行う中で、NTT 東西殿の運用に係る様々な課題が顕在化しました。これらの課題は、接続事業者にとって収容率を高める上での大きな阻害要因です。したがって、阻害要因解消のための措置をとるのはもちろんのこと、抜本的な解決策として、NTT 東西殿の運用に接続事業者の収容率向上が左右されない、すなわち配線区画に依存しない接続料体系へと見直しを図るべきです。</p> <p>（DSL 事業者協議会）</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	無

4. 算定方法の見直しに関する関係事業者等の意見

4. 1. 算定方法の見直しの必要性

意見	考え方(案)	修正の有無
意見3-22 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、「接続」を拡大しFTTH市場での競争促進を図るため、接続料体系の見直しを行うことが必要。	考え方3-22	
<p>■ 答申案のとおり、光配線区画の統合の取組はほとんど効果をあげておらず、また、今後同様に光配線区画の見直しの取組を進めただけでは、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題の解消は期待できないことから、その代替策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要です。</p> <p>「サービス卸」については、NTT 東・西サービスの再販売に過ぎず、サービススペック等はNTT 東・西に依存しているため、質的競争をもたらす独自性や多様性につながりやすい「接続」型の提供形態と異なり、FTTH 市場におけるイノベーションの創出にもつながりません。「サービス卸」のみが促進されると、NTT 東・西への依存度が高まり、その結果、NTT 東・西の収容率のみが向上し、NTT 東・西の価格競争力・独占力が強まるほか、「サービス卸」で獲得したユーザを「接続」に移行させることは制限されていることから、「接続」での競争が一層困難になります。</p> <p>したがって、「接続」を拡大し、FTTH 市場での競争促進を図るためには、政策的措置としての接続料体系の見直しが必要であり、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	無

6. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法に関する考え方

6. 1. 当審議会における議論

意見	考え方（案）	修正の有無
意見3-23 光配線区画をメタル回線の固定配線区画に見直さない場合、分岐単位接続料の導入等により、接続料原価の低廉化を図るべき。	考え方3-23	
<p>■ 第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の設備利用効率の向上に欠かせない可用範囲である光配線区画の拡大を『メタル回線の固定配線区画』と同等に進めるインセンティブとして、「4. 3. 接続料原価を構成する個別費用の負担の見直し」で示された検討点が参考となる可能性があり、光配線区画が拡大されない場合であっても『生産的・合理的な努力の結果としての適切な受益者負担』を実現する為に、芯線ベースから契約者ベースへの切替導入、および第二次答申で見送られた分岐単位接続料の導入を、期限を設定して実施される事で、我が国のあまねく最終受益者への提供価格の低廉化と、その必要原価の低廉化を図られる事。</p> <p>(個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。)</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	無

6. 2. 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置

意見	考え方(案)	修正の有無
意見3-24 「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスを適切に確保し、「自己設置」型の設備投資インセンティブを確保することに賛同。	考え方3-24	
<p>■ 弊連盟からも意見を申し上げているとおり、三形態のバランスを適切に確保し、「自己設置」型事業者の設備投資インセンティブを確保することで、日本国のネットワークダイバシティが確保されることにもつながると考え、賛同致します。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 答申(案)に賛同の御意見として承る。</p>	無
意見3-25 償却方法の変更といったNTT東西の取組は制度的拘束力を伴わないことから、NTT東西は、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向け、各年度の接続料水準について明示するため、4年間の将来原価方式で算定するとともに、乖離額調整を行わず、接続料の低廉化を確固たるものにする必要がある。	考え方3-25	
<p>■ 今回の答申案は、制度的拘束力を伴わないNTT東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての償却方法の変更等に依拠しているため、NTT東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況です。このような状況では、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利用促進を図ることは困難です。</p> <p>接続事業者の予見性を確保し、新規参入等の競争促進を図るためには、NTT東・西が、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた平成28年度以降の各年度の具体的な接続料水準について明示し、その接続料水準を確実に実現することが必要です。具体的には、H28年度接続料の変更認可申請時に、平成28年度接続料のみならず、平成31年度までの4年間の接続料について将来原価方式で算定し、認可申請することが必要であるとともに、現在特例的に認められている乖離額調整について、変更認可申請となる平成28年度接続料から平成31年度接続料に対して発生する乖離額については、その適用を認めない等、NTT東・西に対して、自身が提案した接続料の低廉化の取組を確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ NTT東西においては、接続事業者の予見性の確保の観点から、平成28年度接続約款の変更認可申請の際に、平成28年度から平成31年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成31年度の主端末回線接続料が2,000円程度という見込みに向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当と考える。</p> <p>また、乖離額調整を行うべきではないという意見については、NTT東西が当該変更認可申請の際の参考とすることが適当と考える。</p>	無
意見3-26 光の中の配賦基準を見直さないのであれば、不整合の解消のため、メタルと光のコスト配賦基準を、設備量ベースの配賦基準に見直す検討を行うべき。	考え方3-26	
<p>■ 電柱・土木設備の費用については、「契約者数比」で配賦されたものを「芯線単位」で費用負担することで、光の中の事業者間の費用負担に不整合が発生していることから、メタル回線と光回線のコスト配賦基準が「契約者数比」である現状においては、光</p>	<p>■ 接続料の算定方法を見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	無

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>の中の費用配賦についても「契約者数比」に見直した方が、接続料負担の公平性が確保され、社会的経済的に一定の合理性がある負担方法となります。</p> <p>今回、光の中の配賦基準の見直しが必要とされるのであれば、「不整合」の解消のために、メタル回線と光回線のコスト配賦基準を、メタルの特殊性を踏まえた設備量ベースの配賦基準に見直す検討が必要です。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見3-27 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料体系の見直しを行うことが必要。</p>	<p>考え方3-27</p>	
<p>■ NTT 東・西が提案した償却方法の変更やコスト削減努力等は、制度的拘束力を伴わず、示された接続料の低廉化といった効果も何ら確約・保証されていません。また、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という目的を達成するためには、結果としての接続料水準の低廉化のみならず、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題を解消する代替策として、政策的措置としての接続料体系見直しを適切に行うことが必要であり、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-28 既存事業者と後発事業者が同じコスト構造で競争できるよう、接続料体系の見直しを行うことが必要。また、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とし、NTT東西が後年度に回収する措置については、エントリーメニューと同様の措置であり、利用事業者が見込まれないことから、接続料体系の見直しを行うべき。</p>	<p>考え方3-28</p>	
<p>■ <1 ユーザ当たりのコスト負担格差解消が必要></p> <p>FTTH 市場において「接続」が広く活用されるためには、競争事業者と圧倒的なシェアを持つNTT東西殿との間の公正な競争を確保することが必要不可欠です。「接続」の参入障壁は事業者間の1 ユーザ当たりのコスト負担格差であり、その解消なくして新規参入や事業者間競争の促進効果は期待できません。競争阻害要因解消のためには、接続料体系の見直しが必要と考えます。</p> <p>■ <NTT 東西殿提案では競争促進不可></p> <p>NTT 東西殿提案では、先述した事業者間の1 ユーザ当たりのコスト負担格差は解消されないため、新規事業者の参入は期待できません。結果、事業者間の競争促進、FTTH</p>	<p>■ 接続料体系を見直すべきという御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>サービス利用率の向上等を達成することはできず、諮問の目的に沿った競争政策にはなりません。また、その示された接続料の低廉化の効果すら何ら確約・保証されたものではなく、加えて、接続料水準の予測はNTT 東西殿自ら「大胆な推計」と弁明している通り新規需要拡大を前提としているため、新規参入や事業者間競争が促進できない本答申案の結論では、接続料の低廉化自体が非現実的な想定としか言えません。</p> <p>■ <接続料低廉化影響・NTT 東西殿提案の検証は不十分であり結論は拙速、接続料体系見直しに向け議論を尽くすべき></p> <p>NTT 東西殿提案による取組と接続料体系の見直しを同時に行った場合に、接続料水準がどの程度急激に低廉化するのか、「自己設置」「卸役務」との比較、設備投資インセンティブに与える具体的影響等の検証は全く行われていません。また、接続料体系の見直しについては、諮問に沿ってその効果や妥当性等を丁寧に評価検証された一方、NTT 東西殿提案はそういったプロセスがなく、進め方に問題があると考えます。そのような状況で、具体的なデータ等の根拠も示されない中、「接続料水準が急激に低廉化することもあり得る」、「三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもある」という憶測に基づき、接続料体系の見直しを見送る一方、NTT 東西殿提案を鵜呑みにし検証もなされないまま「速やかに検討を進めることが適当」、と結論を出すのは拙速であると考えます。「自己設置」「卸役務」との比較、設備投資インセンティブに与える具体的な影響等を検証し根拠を示した上で判断すべきです。</p> <p>■ <接続料体系の見直しには合理性あり></p> <p>この一時的な接続料体系の見直しに係る本答申案記載は、少なくとも、費用の一部を契約者数比で算定する、という接続料体系の見直しに関する考え方に合理性があることを示すものと考えます。ただし、本答申案のとおり、一時的に契約者数比で算定した費用を後年度回収するとした場合、エントリーメニュー同様の仕組みとなるため、エントリーメニュー同様に利用事業者が出てこないことは明らかであり、実施する意味はありません。また、費用算定の際の「契約者数比」が全事業者の平均契約者数を指すのであれば、希望事業者に限定して実施する理由はないと考えます。よって、希望事業者のみを対象とした一時的な措置としてではなく、接続料体系の見直しを行うべきです。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>■ 答申案では、「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では2019（平成31）年度には主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み」とNTT 東西殿自らも大胆な推計という</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>前提で試算した NTT 東西殿の接続料水準に期待し、接続料体系の見直しは見送られています。しかしながら、NTT 東西殿提案では、後発事業者の参入障壁である主端末回線に係る 1 ユーザあたりのコスト格差が発生する構造に変わりはなく、新規参入や事業者間競争は全く期待できません。その上、今後「サービス卸」が促進されることにより、2019 年度には 1 主端末回線あたりの NTT 東西殿の収容率は更に高まり、事業者間のコスト格差は拡大すると想定されるため、参入障壁はより高くなります。</p> <p>また、今回の議論のプロセスの本質的な問題点として、接続料体系の見直しについては、諮問に沿った効果が得られるのか、またその妥当性等について丁寧に評価検証されましたが、NTT 東西殿提案についてはそのような検証が一切なされていない点が挙げられます。加えて、「接続料水準が急激に低廉化することもあり得る」、「三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもある」として接続料体系の見直しは見送られましたが、具体的に接続料水準がどの程度まで低廉化するのか、どの程度の水準であればバランスが確保されるのか、等の評価検証は全く行われていません。</p> <p>現在、FTTH サービスは、NTT 東西殿が圧倒的なシェア(71%※1)を有し、収容率も高く(東 3.8、西 3.1※2)コスト構造的に有利な状況であり、後発事業者が参入するためには、NTT 東西殿よりも低廉な料金等でのサービス提供が必要ですが、NTT 東西殿の収容率を上回することは困難です。仮に、低廉な料金等で市場に参入したとしても、コスト構造で有利な NTT 東西殿とは競争にならず、継続的な事業展開は困難です。結果として、ユーザーズにマッチした料金でのサービスが提供できず、地方での料金競争は進まないことから、ブロードバンドの普及は進まないものと考えます。地方において、新規事業者の参入を促し競争を促進するためには、既存事業者と後発事業者が、少なくとも NTT 東西殿の接続料部分は同じコスト構造で競争できるよう、事業者間の 1 ユーザ当たりのコスト格差を解消することが必要であり、接続料体系の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>なお、2020 年代に向け、社会を支える重要な ICT 基盤として、現在、ブロードバンドの普及が喫緊の課題となっていますが、地方こそ、以下の観点から、安定・高速(30Mbps 程度)で安価な ICT を活用したサービスが不可欠と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医療／介護／見守り <ul style="list-style-type: none"> ➢ 双方向の通信を活用した医療や介護、見守り ➢ 命に係る大量画像や動画のやり取りには、安定・高速通信 ➢ 見守りに必要な、常時接続された安価な通信環境 • 行政サービス／生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢化が進む地方における行政サービスのネットワーク化 ➢ ネットスーパーや介助支援等、生活支援面にも ICT の利活用 		

意見	考え方（案）	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方経済の活性化と地方からの人口流出防止策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 若い人が働ける仕事の確保(6次産業や自営業の推進)に ICT を活用 ➢ 地方の所得に合致した価格での情報インフラの提供 ➢ 地方と都市部の情報格差の是正 <p>また、2020年頃、ADSLの予備品がなくなりメンテナンスが困難となるため、既存のADSLサービスが終息することが予測されますが、地方の実情は、高速(30Mbps程度)で低料金(ISP込みで3千円/月程度)のブロードバンドサービスのニーズが高く、現行の光サービス(1Gbps、ISP込みで5~6千円/月程度)は、平均所得が低い地方のユーザニーズにマッチしていないため、ブロードバンドサービスの利用を諦めなければならないユーザが出てくると予測されます。FTTHサービスが、料金・エリアの面でADSLの代替となるように早急に環境を整える必要があると考えます。</p> <p>※1 平成26年2月19日接続政策委員会資料3_P4より ※2 平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定(申請概要)_P6_平成26年度末見込みより</p> <p>(DSL事業者協議会)</p>		
<p>意見3-29 「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブを確保し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスを適切に保つためには、接続料の設定単位を設備の使用単位に基づいて設定すること等が重要であり、本来、主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった接続料体系の見直しは行うべきではない。</p>	<p>考え方3-29</p>	
<p>■ 「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブを確保し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスを適切に保つためには、接続料原価の算定はコストの発生態様に基づくこと、また、接続料の設定単位は設備の使用単位に基づいて設定することが重要であり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった接続料体系の見直しは行うべきではないと考えます。</p> <p>(東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>■ 接続料体系の見直しを行うべきではないという御意見についての考えは2-1のとおり。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-30 接続料の低廉化によっても新規事業者の参入見込みがないのであれば、改めて調査を行い、直ちに答申(案)の見直しを行うべき。また、NTT東西が提案した償却方法の見直しについて、審議会で十分に検討する時間がなかったのであれば、提案を答申(案)に含めず、継続審議とするべき。</p>	<p>考え方3-30</p>	
<p>■ 「FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる」とあることから、事業者が新規参入可能となる条件等について何かしらの検討がな</p>	<p>■ 事業者が接続によってFTTH市場に参入するか否かは、接続料水準等を勘案しつつ、各事業者の経営判断によるもの</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>されたものと思われるが、答申案にはその記載が見当たらない。</p> <p>もし、事業者の新規参入見込みが何ら無いままに本答申案が提出されたのであれば、今後、新規参入する事業者が無い状況が長期間続くことが容易に想像できるため、改めて本件調査の上、直ちに答申案の見直しを行うべきと考える。</p> <p>また、NTT 東西殿から出された本提案のタイミングが遅く、その内容を審議会で十分に検討する時間が無かったとすれば、その提案については答申に含めるべきではなく、別の形で継続審議していただきたい。</p> <p>（アットアイ）</p>	<p>と考える。</p> <p>総務省においては、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、「接続」による新規事業者の参入状況を含め、FTTH市場全体の競争状況を評価し、見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>■ NTT東西からの提案に対する審議内容についての御意見は、考え方2-1のとおり。</p>	
<p>意見3-31 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置について、比較する接続料水準は、乖離額調整を含めたものであることを明示すべき。また、「コスト把握の精緻化」によって主端末回線と分岐端末回線のコスト構造が変わることから、主端末回線接続料のみを比較するのではなく、分岐端末回線接続料を含めた接続料を比較して判断すべき。</p>	<p>考え方3-31</p>	
<p>■ NTT 東・西が、接続政策委員会（第27回）の資料で、「自己資本利益率の上昇やこれに伴う乖離額調整の影響を見込んで、光ファイバ接続料は低廉化するものと考えている」と述べているとおり、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合の「上昇」とは、乖離額調整を含めた水準を判断のベースとすべきであり、乖離額調整を含めた最終的な接続料水準が上昇した場合であることを明示する必要があります。</p> <p>また、NTT 東・西が「コスト把握の精緻化」を実施すると、主端末回線と分岐端末回線のコスト構造が変わる（主端末回線接続料は値下げ、分岐端末回線接続料は値上げ）ことから、主端末回線接続料のみを前年度と比較しても、接続料水準が「上昇」したかどうかを正しく判断できません。したがって、分岐端末回線接続料を含めた接続料トータルで上昇したかどうかを判断することが必要です。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>■ 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置について、前年度と比較する際の接続料水準は、「コスト把握の精緻化」によってコスト構造が変わることを踏まえ、分岐端末回線接続料を含むものとするのが適当と考える。また、乖離額調整が行われる場合には、乖離額調整の影響で接続料水準が上昇することがあることを踏まえ、乖離額調整を含むものとするのが適当と考える。</p> <p>NTT東西においては、事前に接続事業者と協議を行った上で、本措置が適用される基準を接続約款に明示することが適当と考える。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-32 NTT東西のアクセス部門が、アクセス回線のみをエンドユーザに提供すること等を検討すべき。</p>	<p>考え方3-32</p>	
<p>■ 例え現単位下の光配線区画でも、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網である事を踏まえれば、その設備利用効率の向上に欠かせない収用効率向上を図る為には、最終受益者が、直接アクセス回線を契約できるメニューとして、『NTT 東西殿のアクセス部門が提供する、アンバンドルされたアクセス回線のB2C直販』をFTTH市場における新たな競争形態として用意する事で、移動体通信市場における「SIM</p>	<p>■ NTT東西の利用部門が、アクセス回線のみをエンドユーザに提供することを検討すべきという御意見等については、今後の参考として承る。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>ロック解除」、「年限縛り緩和」に相当する固定回線施策の実現をご検討される事。また総務省殿や地方公共団体殿が ONU 共用におけるコンソーシアム方式（＝共同調達）の実施主体として、その光配線区画毎の必要に応じて、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく予算措置を含めて参画する事で、特にルーラル地域における通信環境と公設 CATV の配信手段の確保をご検討される事。（＊ 現状のフレッツ光（「サービス卸」を含む）を用いる場合での IPTV サービスは、「フレッツ・テレビ（NTT 東西殿）」と「ひかり TV（NTT ぷらら殿）」しか選択できない）</p> <p>（個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。）</p>		

6. 3. 「サービス卸」の卸料金との関係

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>意見3-33 接続料と「サービス卸」の料金水準等に関する検証を定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告すること等に賛同。</p>	<p>考え方3-33</p>	
<p>■ 答申案の記述に賛同いたします。「サービス卸」のみが促進されると、NTT 東・西への依存度が高まり、その結果、NTT 東・西の收容率のみが向上し、NTT 東・西の価格競争力・独占力が強まるほか、「サービス卸」で獲得したユーザを「接続」に移行させることは制限されていることから、「接続」での競争が一層困難になります。</p> <p>「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に保たれ、FTTH 市場において健全な競争が機能しているかどうかについて、総務省が定期的な検証し、その検証結果を公表することが必要です。あわせて、NTT 東・西がサービス卸ガイドラインを踏まえた適切な対応を実施しているかどうかについて注視・検証することが必要であり、当該検証においても、この点を留意することが必要です。</p> <p>なお、こうした検証の際に、47 頁の脚注にあるように、例えば、BT が提供する光卸売サービスのような諸外国の事例も参考にして検証を行うことも重要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>
<p>■ 上の考え方に賛同致します。特に「サービス卸」につきましては本年から開始された形態であることを踏まえ、多面的な検証スキームを策定いただき、ご議論いただきたく存じます。また検証された結果を踏まえ、都度、必要に応じて適切な対応等を実施していただきたいと存じます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>		
<p>意見3-34 接続料体系の見直しを行わないため、「サービス卸」の卸料金よりも、「接続」による接続料が割高となり、料金、サービスとも画一的な「サービス卸」のみが促進されることとなる。「接続」による多様なサービス競争のため、接続料体系の見直しを行うべき。</p>	<p>考え方3-34</p>	
<p>■ <公正競争確保のため、「接続」を中心とした競争政策を推進すべき></p> <p>そもそも、これまでの競争政策は、NTT 東西殿のボトルネック設備を開放し、「接続」により公平・透明な条件で貸し出すことで、公正な事業者間競争のもとそれぞれの事業者がサービスや料金を工夫できるようにし、サービス競争、料金競争を促進することに主眼が置かれてきました。今回、加入光ファイバに係る接続制度については、NTT 東西殿が設定する光配線区画に起因した事業者間の1 ユーザ当たりのコスト負担格差が「接</p>	<p>■ 「サービス卸」のみが促進されることのないよう、「接続」による多様なサービス競争のため、接続料体系の見直しを行うべき御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>続」による参入障壁となっていることから、接続料体系の見直しに向け議論が行われてきましたが、本答申案の結論では接続料体系の見直しは見送られたため、「サービス卸」の卸料金よりも「接続」による接続料負担が割高となり、「接続」が「卸」と比較して不利な状況となることが想定されます。結果、「サービス卸」のみが促進されることとなりますが、「サービス卸」については、これまでも接続事業者が一様に主張している通り、NTT 東西殿のサービスの再販に過ぎず、サービスはNTT フレッツと同じものであるため、サービス競争は促進されず、料金はNTT 東西殿の卸価格に大きく左右されるため、料金競争も限定的です。その「サービス卸」を促進する本答申案は、公平性・透明性を有する「接続」を主体としたこれまでの競争政策から、それらが担保されていない「卸」へとその主体を変更するという意味で競争政策の根幹を転換するものであり、公正な事業者間競争の観点から大きな問題と考えます。</p> <p>事業者間の競争を通じて、世界最高水準の IT 社会の実現、経済活性化と国民生活の向上を図るためには、新規参入促進による市場の活性化が不可欠であり、公正な事業者間競争を確保するためには、公平性・透明性、接続の迅速性等を確保した「接続」を中心とした競争政策を継続していくべきです。また、FTTHにおけるサービスの多様化・イノベーションのためには、「接続」方式の拡大が不可欠であり、「サービス卸」の促進では実現できません。そのためにも、「接続」が「卸」と比較して不利な状況になることが無いように制度設計する必要があると、速やかに接続料体系の見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>■ 今回、答申案の結論で接続料体系の見直しが見送られたため、「サービス卸」の卸料金よりも「接続」による接続料負担が割高となり、「サービス卸」のみが促進されることが想定されますが、「サービス卸」のみが促進されれば、NTT 東西殿のフレッツの独占力が高まり、結果、NTT 東西殿の収容率のみが向上し、NTT 東西殿の競争力が強化されると思えます。このような状況は、後発事業者にとって「接続」での事業展開が困難な卸料金の設定が行われ、「接続」による多様なサービスの競争が阻害される可能性もあるという懸念を増幅するものです。</p> <p>また、サービスの多様化は、自前での設備設置または接続による競争で実現されるものです。NTT 東西殿の「サービス卸」自体を否定するものではありませんが、地方ユーザの FTTH 利用を促進するためには、高速(30Mbps 程度)で低料金(ISP 込みで 3 千円/月程度)のブロードバンドサービスを求める地方ユーザのニーズにマッチしたサービスを打ち出すことが必要であり、「サービス卸」では NTT 東西のフレッツ光と同スペックと</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>なってしまう、地方のニーズにマッチしません。</p> <p>今回の機会を逃せば、「接続」による地域での自由な競争は停滞し、「FTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」といった目的は達成できないと考えます。「接続」による地方での競争促進のためにも接続料体系の見直しを行うべきです。</p> <p>（DSL事業者協議会）</p>		
<p>意見3-35 「接続」「サービス卸」の両提供形態を併用する電気通信事業者が、利用者を「サービス卸」から「接続」へ移転することをNTT東西により制限される場合について、どのような合理的な理由があれば、電気通信事業法上問題とならないのか、今後例示すべき。</p>	<p>考え方3-35</p>	
<p>■ 電気通信事業者が「卸役務」型から「接続」型へ利用者を移転することをNTT東西殿が不当に制限する記述に関して、いかなる合理的な理由であれば電気通信事業法上問題とならないのかについて、今後例示いただきたいと存じます。</p> <p>（日本ケーブルテレビ連盟）</p>	<p>■ サービス卸について卸提供事業者が行う行為については、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法上の適用に関するガイドライン」（平成27年2月 総務省）5（別表）（1）⑧（卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉）等に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、総務省において、電気通信事業法上の規定に照らし、個別の案件ごとに適切に対処していくことが適当と考える。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-36 競争促進のため、「サービス卸」において、WDMによる「周波数チャンネル分割」を導入すること等により、FTTHサービスの更なる高度化・多様化を図ることが、今後の検討点となり得る。また、多分岐化に備え、WDM等を開放することが重要。</p>	<p>考え方3-36</p>	
<p>■ 例え現単位下の光配線区画でも、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網である事を踏まえれば、「サービス卸」を提供する場合においても【光アクセス回線に付加価値を加えることで新たなイノベーションを創造する競争へと転換】させる為には、同じく第一種指定電気通信設備に指定されているメタル回線を用いたDSLでは可能な「MDF 接続相当」、もしくはWDM：光多重方式を用いる事での「周波数チャンネル分割」で、【事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図る事】も、『競争評価アドバザリーボードからの指摘』や『NGNのオープン化の観点』から今後の検討点の1つになり得ると考えられると共に、議事録概要に示された多重化や多分岐化に備えて（例として、NG-PON2（ITU-T規格 G.989）は、8</p>	<p>■ 多分岐化に備え、WDM等を開放することが重要等との御意見については、今後の参考として承る。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>多重 256 分岐が可能な事であり、モバイルネットワークも同時運用可能な事)、かつ 2020 東京オリンピック・パラリンピックにおける 5G 展開やデジタルサイネージ配信、MVNO 事業者のレイヤー2 接続用途も鑑み、「光主配線盤 (FTM : Fiber Termination Module) の開放性担保」や「WDM 装置の開放性担保」を『電気通信事業法 : 第 33 条 (第一種指定電気通信設備との接続)』に基づき、制度上明文化への着手が肝要と考えられる事。(* 例として、フレッツ 光ライトの契約回線 (基本料金 2,300 円 / 月 (NTT 西日本殿の「光ライト割」適用の場合)) にて、従量制の NGN をバイパス可能な接続サービスや、映像配信サービスの提供を可能とする事) (* * * 現状のフレッツ光 (「サービス卸」を含む) を用いる場合での IPTV サービスは、「フレッツ・テレビ (NTT 東西殿)」と「ひかり TV (NTT ぷらら殿)」しか選択できない)</p> <p>(個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。)</p>		

6. 4. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し

意見	考え方(案)	修正の有無
<p>意見3-37 加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて改めて見直しの検討を行うのではなく、直ちに又は接続料低廉化の前提となるNTT東西の取組に支障が生じた場合に速やかに見直し等を行うべき。</p>	<p>考え方3-37</p>	
<p>■ 今回の答申案が、制度的拘束力を伴わないNTT東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての償却方法の変更等に依拠しているため、答申案のもとになったNTT東・西自身が表明した接続料の低廉化に対する取組の前提が崩れた場合には、直ちに「接続制度の在り方」の検討を再開し、接続料体系の見直しを適切に行う等の措置が必要です。</p> <p>また、電柱・土木設備の費用については、「契約者数比」で配賦されたものを「芯線単位」で費用負担することで、光の中の事業者間の費用負担に不整合が発生していることから、今回、光の中の配賦基準の見直しがなされないのであれば、「不整合」の解消のために、メタル回線と光回線のコスト配賦基準を、メタルの特殊性を踏まえた設備量ベースの配賦基準に見直し検討が必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 接続料体系の見直しを行うべきという御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	<p>無</p>
<p>■ <3年後の見直しでは手遅れ、直ちに接続料体系を見直すべき></p> <p>2020年に向け、世界最高レベルのICT基盤を普及・発展させ、経済活性化や国民生活の向上を実現するためには、3年後の見直しでは手遅れです。先述の通り、「接続」による参入障壁解消のため、接続料体系の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>■ 2020年代に向けたICT基盤の普及・発展のため、また、2020年頃のADSLサービスの終息を踏まえると、3年後の見直しの中で検討を行うのでは遅すぎます。直ちに接続料体系の見直しを行い、平成28年度から見直し後の接続料を適用すべきです。</p> <p>(DSL事業者協議会)</p>		
<p>意見3-38 接続制度によって、NTT東西のアクセス部門の中立性、公平性が確保されるべきであるが、事業者ヒアリングの際には営業部門の論理が表れていたことは遺憾。また、審議において、「サービス卸」の導入による問題が認識されたこと等から、公正取引委員会と意見交換を行う等、関係機関と連携すべき。</p>	<p>考え方3-38</p>	
<p>■ 加入光ファイバに係る競争政策上の課題の本質は、『元電電公社であり、ポトルネットワーク性を有する設備継承者である特殊法人のNTT東西殿のアクセス部門の在り方』であり、</p>	<p>■ 公正競争の確保のため、関係機関と連携すべき等という御意見については、参考として承る。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>あまねく事業者に対し中立的かつ公平性ある貸出が行われる事が接続制度上確保される事が本論と考えられるにも関わらず、意見聴取の際は、営業部門の論理が前面に押し出される場面があった事を遺憾に思うと共に、本審議会議事概要内において「プライススクイーズ（マージンスクイーズ）」の懸念が指摘された事や、「サービス卸」の導入による問題が認識された事からも、総務省：競争評価アドバイザーボード殿との連携強化や、「排除型私的独占行為」を監督する公正取引委員会殿、「WTO（GATS協定）」を管轄する外務省経済局サービス貿易室殿や経産省通商政策局殿ならびに産業構造審議会通商・貿易分科会殿（不公正貿易政策・措置調査小委員会殿）と意見交換を行う等、より多角度な専門的知見に基づく検討、および内閣府：IT総合戦略本部など政府横断型の対応が必要とされる事。</p> <p>（個人。意見が大部であるため、意見提出者が記載した要旨のみ記載。）</p>		

6. 5. 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

意見	考え方(案)	修正の有無
<p>意見3-39 平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」を、加入光ファイバの接続料算定の際の光ファイバケーブルの耐用年数にも用いるべき。</p>	<p>考え方3-39</p>	
<p>■ 答申案の記述に賛同いたします。「長期増分費用モデル研究会」において再推計された光ファイバの「経済的耐用年数」(架空17.6年、地下23.7年)は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものであり、光ファイバケーブルの耐用年数として、当該「経済的耐用年数」を用いることは妥当であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ <LRICの光ケーブルの経済的耐用年数に変更があった場合直ちに加入光ファイバにも適用すべき> 平成27年1月に公表された「長期増分費用モデル研究会」報告書に係る意見募集において、総務省より、長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)モデルに用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、適時に更新することが適当、との考えが示されています。加入光ファイバ接続料に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、現在、LRICの考えを踏まえLRICと同一のもので用いられており、今後LRICモデルにおいて経済的耐用年数が見直された際は、当然のことながら直ちに加入光ファイバ接続料に用いる光ケーブルの経済的耐用年数にも反映すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>■ 基本的に答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ ただし、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」を用いない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当と考える。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-40 「長期増分費用モデル研究会」における「経済的耐用年数」の見積りに当たっては、物理的使用可能期間だけではなく、経済的使用可能予測期間を考慮する等、企業会計の考え方と異なることがないようにすべき。</p>	<p>考え方3-40</p>	
<p>■ 6. 5. 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し (意見) 答申(案)の「第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方」において、「原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当である。」(48頁)とされている。 上記における「経済的耐用年数」の見積りに当たっては、企業会計の考え方と異なる</p>	<p>■ 電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)及び第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)では、一般に公正妥当と認められる会計の原則に従って会計を整理することと規定されており、加入光ファイバの接続料原価の算定に用いる光ファイバの耐用年数についてもこの原則に従って算定されることから、企業会計の考え方と異なるものではないものとする。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>ことがないように考慮する必要があると考える。</p> <p>（理由）</p> <p>一般的に、固定資産の減価償却の耐用年数の決定に当たっては、「耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。」とされ、「耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。」とされている（監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」）。</p> <p>答申（案）における光ファイバの経済的耐用年数は、最新の撤去実績等に基づき推計された設備の耐用年数であるが、物理的な要素以外についても考慮する必要があると考えられる。</p> <p>（日本公認会計士協会）</p>		

第4章 提言（まとめ）

1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方

(1) 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置

意見	考え方（案）	修正の有無
意見4-1 「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要とされたことに賛同。	考え方4-1	
<p>■ 当社も含め「自己設置」型の事業者は、大規模な設備投資等のリスクを取ったうえで事業を展開しており、厳しい競争環境の中で、「サービスの多様化」や「ネットワークダイバーシティ」の確保といった面で一定の貢献を果たしているものと考えております。</p> <p>・こうした「自己設置」型事業者の存在意義は今後とも大きく、今回答申案において、『「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である』ことが明記されたことに賛同するとともに、公正な競争環境の下で引き続き設備投資インセンティブが働くような制度設計が成されるよう強く要望します。</p> <p>(北海道総合通信網)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>
<p>■ ○ 『「自己設置」型事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である』との考え方に賛同いたします。</p> <p>○ これまで自己設置事業者は、大規模な設備投資リスクと引き換えに、「サービスの多様化・高度化」や「キャリアダイバーシティの実現」と云った点で、FTTH市場の発展に寄与してまいりました。</p> <p>今後も引き続き、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態が適切に確保されつつ、自己設置事業者の設備投資インセンティブが損なわれることのない制度設計を要望いたします。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>		
<p>■ FTTH市場において、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスを確保するため、当社のような「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響を考慮して検討されたことに対して、情報通信審議会電気通信事業政策部会に感謝いたします。</p> <p>今回の答申案において分岐単位接続料の導入が見送られたことについては、賛同し、適切であると考えます。</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>（東北インテリジェント通信）</p>		
<p>■ 適切なお判断によるご対応であると賛同致します。</p>		
<p>（日本ケーブルテレビ連盟）</p>		
<p>意見４－２ 分岐単位接続料の見直しが見送られたことに賛同。また、分岐単位接続料が導入されると、収容効率の悪い事業者が多数参入し、開通工事に支障が生じる等の問題が発生することから、今後も接続料の算定方法の見直しは行うべきではない。</p>	<p>考え方４－２</p>	
<p>■ 私ども一般社団法人情報通信エンジニアリング協会は、電気通信工事業その他の情報通信に関する設計、工事、運用等のエンジニアリング事業の健全なる発達を図り、国民生活の保安及び産業の振興並びに文化の向上に寄与し、もって公共の福祉を増進することを目的としております。</p> <p>私ども電気通信工事業界は、加入光ファイバ設備の大量施工実績と経験を有しています。これまで業界全体で、現場一線の施工技術者の技術力向上、製造メーカーと工事会社とが連携した改善活動の推進などのコストダウンに向けた努力を積み重ねてきました。日本の情報通信インフラは世界に類をみないほど高品質で低廉化が進み、固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率は99%近くに達しています。このような環境が整備できたのは、NTTをはじめとする通信事業者、CATV、製造メーカー並びに工事施工業者等が不断の努力を積み重ねてきた結果であると認識しています。大量の工事実施経験を踏まえ、意見を述べさせていただきます。</p> <p>（結論）</p> <p>分岐端末回線単位の接続料設定については、平成26年11月にも反対意見を出させていただきましたが、分岐端末回線単位の接続料設定につながる加入光ファイバ接続料の見直しが見送られたことについて、賛同します。</p> <p>（意見）</p> <p>主端末回線の未利用芯線に係る費用や電柱・土木設備の施設保全費等の負担を現状芯線数に応じた負担から契約者数比の負担に見直すことは、分岐単位接続料の導入にほかならず、複雑且つ非効率な設備構築や作業を強いられる等、工事施工業者として多くの問題が生じ、お客様にも不利益が生じるおそれがあることから、行うべきでないと考えます。</p> <p>分岐端末回線単位の接続料設定に伴う具体的な影響としては、以下が挙げられます。</p> <p>現行の芯線単位の接続料であれば、通信事業者は1ユーザ当たりのコストを低減させるため1スプリッタ当たりの収容率を高めようとはしますが、分岐端末回線単位の接続料</p>	<p>■ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において、改めて見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>■ また、多数の事業者が参入した場合の諸課題は、現行の接続料の算定方法を適用した場合にも生じうる課題であるため、今後の接続料の算定方法の在り方の検討そのものを否定する理由とはならないが、検討にあたっては、設備利用効率にも十分配慮することが適当と考える。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>では1スプリッタ当たりのユーザ数にかかわらず1ユーザ当たりのコストが変わらないため、スプリッタの收容率を高めようとするインセンティブが働かず、結果として1芯で1ユーザしか利用しないような收容効率の悪い事業者が多数参入し、そうした非効率な利用形態の芯線数が増えることにより、架空ケーブルや地下ケーブルが不足し、追加でケーブル敷設する必要が生じます。また、1ユーザしか收容しない非効率なスプリッタが増えると、それを收容するクロージャは最大8スプリッタしか收容できないため、8スプリッタを超える場合は、追加でクロージャを設置する必要が生じますが、クロージャを追加するにしても、場所によっては、追加クロージャを設置する場所さえ確保できず、確保できたとしても、それぞれのクロージャをつなぐための渡りケーブルが必要となり、電柱周りのケーブル構成が更に複雑となります。その結果、①開通工事や故障修理に要する時間が長時間におよびお客様サービスを低下させる、②共架する他設備（電力・CATV）での作業に支障が発生する、③近隣住民から景観を損ねるとの苦情が発生するおそれがあります。</p> <p>なお、答申案では「接続料の算定方法の在り方については、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当」とされていますが、分岐単位接続料の導入には上述のような課題があるため、接続料の算定方法の見直しは、今後行うべきではないと考えます。</p> <p>(情報通信エンジニアリング協会)</p>		
<p>意見4-3 償却方法の見直しについて、平成28年度以降の接続料の低廉化を明確にするため、具体的な検討期間、実施時期を示すべき。また、「コスト把握の精緻化」については、その効果や完了時期等の見通しを示した上で実施すべき。</p>	<p>考え方4-3</p>	
<p>■ 償却方法の見直しについては「加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について」に対する意見(2015年5月26日)において「現在検討している」との表現に留まっているが、平成28年度以降の接続料の低廉化を明確にするため、具体的な検討期間、実施時期を可及的速やかに示すべきである。</p> <p>また、「コスト把握の精緻化」については、その効果や完了時期等の見通しを示した上で実施すべきである。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ NTT東西による償却方法の見直しは、財務戦略等の観点からの企業の自主的な取組と位置づけられるものであり、その実施時期等はNTT東西が自主的に決めるべきものであるが、平成28年度以降の接続料の低廉化の状況を明確にするため、考え方3-25のとおり、NTT東西は各年度の具体的な接続料水準を示すことが必要と考える。</p> <p>また、まずはNTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」といった取組と併せて、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
意見4-4 償却方法の見直しは、企業会計上、適切に設定すべきものであり、接続料の低廉化のために見直すものではない。このため、見直しに伴う接続料の急激な変化によって、不公平な競争や市場の混乱を招くことのないよう、慎重に検討すべき。	争環境に与える効果について検証することが適当である。 考え方4-4	
<ul style="list-style-type: none"> ■・接続料の低廉化に向けたNTT東西の取組の検討に際し、両社の取組内容によっては、接続料体系の見直し無くとも、(前述の)「接続料水準の急激な低廉化」が進む恐れがあります。 ・特に償却方法の見直しについては、本来、企業会計上、適切に設定すべきものであり、接続料の低廉化のために見直すようなものではないことから、見直しに伴う不連続性に起因した接続料の急激な変化によって、不公平な競争や市場の混乱を招くといったことのないよう、慎重に検討を進めて頂くよう要望します。 <p>(北海道総合通信網)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西による償却方法の見直しは、財務戦略等の観点からの企業の自主的な取組と位置づけられるものであり、接続料の低廉化のために行われるものではないと考える。 	無
意見4-5 NTT東西による取組みと接続料体系の見直しを同時に行う場合のみでなく、償却方法の変更のみが行われる場合であっても、接続料の急激な低廉化を緩和する措置を検討すべき。	考え方4-5	
<ul style="list-style-type: none"> ■・加入光ファイバの接続料水準の急激な低廉化が自己設置事業者の投資インセンティブに与える影響について考慮する必要がある、との考え方に賛同します。 ・NTT東西殿による取組みと接続料体系の見直しを同時に行う場合のみでなく、NTT東西殿の償却方法の定額法への移行のみであっても、接続料水準が急激に低廉化し自己設置事業者がその水準に追従できない場合には、投資インセンティブが適切に保たれなくなります。 ・ボトルネック設備を保有するNTT東西殿の会計制度の変更を接続会計に持ち込むことよって、接続料水準が急激に低廉化し競争環境に悪影響を及ぼすことは適当でないため、接続料の急激な低廉化を緩和する措置を検討していただきたいと考えます。 <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 答申(案)の「基本的な考え方」に示したとおり、FTTH市場における競争を促進する観点から、事業者が資金力や事業戦略に応じて、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から合理的に選択できる環境が整備されることが重要と考える。 <p>総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当と考える。</p>	無
<ul style="list-style-type: none"> ■○接続料体系の見直しが見直されなくても、NTT東西殿の償却方法が見直されれば、接続料水準が急激に低廉化することとなり、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあります。 ○NTT東西殿の償却方法の見直しにより、FTTH市場の公平な競争環境を崩すことのないよう、総務省殿におかれましては、引き続き競争環境に与える影響について検証いただくとともに、必要に応じて激変緩和措置等の適切な措置を講じていただくことを要 		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>望いたします。</p> <p>（九州通信ネットワーク）</p>		
<p>意見４－６ 光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況を踏まえ、接続料体系の見直しを行うことが必要。また、償却方法の変更といったNTT東西の取組は制度的拘束力を伴わないことから、NTT東西は、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた各年度の接続料水準について明示するため、4年間の将来原価方式で算定するとともに、乖離額調整を行わず、接続料の低廉化を確固たるものにすることが必要。</p>	<p>考え方４－６</p>	
<p>■ 先述のとおり、NTT東・西が提案した償却方法の変更やコスト削減努力等は、制度的拘束力を伴わず、示された接続料の低廉化といった効果も何ら確約・保証されていません。また、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という目的を達成するためには、結果としての接続料水準の低廉化のみならず、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題を解消する代替策として、政策的措置としての接続料体系見直しを適切に行うことが必要であり、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。</p> <p>今回の答申案は、制度的拘束力を伴わないNTT東・西の企業経営上の判断（裁量）の結果としての償却方法の変更等に依拠しているため、NTT東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況です。このような状況では、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利用促進を図ることは困難です。</p> <p>接続事業者の予見性を確保し、新規参入等の競争促進を図るためには、NTT東・西が、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた平成28年度以降の各年度の具体的な接続料水準について明示し、その接続料水準を確実に実現することが必要です。具体的には、H28年度接続料の変更認可申請時に、平成28年度接続料のみならず、平成31年度までの4年間の接続料について将来原価方式で算定し、認可申請することが必要であるとともに、変更認可申請となる平成28年度接続料から平成31年度接続料に対して発生する乖離額については、その適用を認めない等、NTT東・西に対して、自身が提案した接続料の低廉化の取組を確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方２－１のとおり。</p> <p>■ 平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた各年度の具体的な接続料水準を示すべき等との御意見については、考え方３－25のとおり。</p>	<p>無</p>
<p>意見４－７ 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度</p>	<p>考え方４－７</p>	

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>と同水準以下とする措置について、比較する接続料水準は、乖離額調整を含めたものであることを明示すべき。また、「コスト把握の精緻化」によって主端末回線と分岐端末回線のコスト構造が変わることから、主端末回線接続料のみを比較するのではなく、分岐端末回線接続料を含めた接続料を比較して判断すべき。</p>		
<p>■ 先述のとおり、NTT 東・西が、接続政策委員会（第 27 回）の資料で、「自己資本利益率の上昇やこれに伴う乖離額調整の影響を見込んでも、光ファイバ接続料は低廉化するものと考えている」と述べているとおり、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合の「上昇」とは、乖離額調整を含めた水準を判断のベースとすべきであり、乖離額調整を含めた最終的な接続料水準が上昇した場合であることを明示する必要があります。</p> <p>また、NTT 東・西が「コスト把握の精緻化」を実施すると、主端末回線と分岐端末回線のコスト構造が変わる（主端末回線接続料は値下げ、分岐端末回線接続料は値上げ）ことから、主端末回線接続料のみを前年度と比較しても、接続料水準が「上昇」したかどうかを正しく判断できません。したがって、分岐端末回線接続料を含めた接続料トータルで上昇したかどうかを判断することが必要です。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>■ 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定することなどにより、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置について、前年度と比較する際の接続料水準は、乖離額調整及び分岐端末回線接続料を含むものとすべきとの御意見については、考え方 3-31 のとおり。</p>	無
<p>意見 4-8 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置において、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定することは、収容率の高い事業者が他の事業者の費用を負担することになりかねず、一時的な措置とはいえ、適当な施策ではない。</p>	考え方 4-8	
<p>■ ・電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することは、過去に検討された「分岐単位接続」と同様に多数のお客様を獲得した事業者が他の事業者の肩代わりをすることに繋がるという問題を含んでおり、一時的な措置とはいえ、適当な施策ではないと考えます。</p> <p>（北海道総合通信網）</p>	<p>■ 戸建て向けの F T T H 市場において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要である。この観点からは、接続料の低廉化を図ることは、F T T H 市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる。</p>	無
<p>■ ・加入光ファイバの接続料の算定にあたっては、実際の光ファイバの設備コストを根拠とするべきであり、合理性に欠ける恣意的な接続料設定を行うことは公正な競争環境を阻害するおそれがあります。接続料水準が前年度と比較して上昇する場合にその上昇を抑えるための措置を導入することは、合理性に欠ける恣意的なものであり、そのような措置の導入には反対します。</p> <p>・また、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することは、費用の発生様態に則していない配賦方法となるばかりでなく、多数のお客様を獲得した</p>	<p>■ また、本措置は、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額を N T T 東西の設備管理部門が一時的に負担するものであるが、一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収するものであり、中長期的には接続料の原価と接続料に係る収入が一致するように定められ</p>	

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>事業者が他の事業者のコストを肩代わりする、モラルハザード的な利用を誘発し非効率・高コストな設備構築が行われる、といった過去に否定された分岐単位接続と同じ問題を含んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> このような問題を含んでいる以上、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することは、接続料が上昇する場合にその上昇を抑えるための一時的な施策としても適当でないと考えます。 <p>（ケイ・オプティコム）</p>	<p>るものであり、上記の観点から適当な措置であると考える。</p>	
<p>■ ○ 本来、主端末回線の芯線数に応じて負担すべき費用を「契約者数比」で算定することは、現在課題が解決されていない「分岐単位接続料」が導入されるだけでなく、本来あるべき費用負担の在り方を歪めることから、一時的な措置としても、適当ではないと考えます。</p> <p>（九州通信ネットワーク）</p>		
<p>■ 前述のように、接続料水準の急激な低廉化が「自己設置」により設備を利用する事業者の投資インセンティブを損なうことを考慮すると、「当面の措置」の趣旨については強く賛同するところです。</p> <p>しかしながら同時に、「接続料水準が前年度と比較して上昇する場合において、希望する事業者に対して、接続事業者が電柱・土木設備の施設保全費などの負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続料水準を前年度水準を下回るようにする」制度を織り込もうとしていますが、この制度に関しては以下のような問題があると考えます。</p> <p>そもそも接続料は、現実に存在し、原価に参入するのにふさわしい設備や費用を対象として、実態を正しく反映して合理的に算定すべきものでありますが、こうした設備や費用は現実に提供されるサービス内容を反映しながら絶えず変化します。</p> <p>加入光ファイバ接続料に関係するところで言いますと、今後耐用年数を超えた光ケーブル設備の大量の設備更新も予想されるところであり、こうした新たな費用増加に伴う接続料の上昇も充分起こりうるものです。</p> <p>しかしながら報告書（案）の当該部分には「接続料の低廉化を確実なものにするため」という表現がありますが、これはとりもなおさず「接続料の低下は所与の前提である」という考え方に立っているもので、「実態を適切にした接続料」算定においては不適切な先入観が入っていると看做されるを得ません。</p> <p>すなわち実態に沿って接続料が低下するのではなく、事業者の要望に応じて恣意的に</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>接続料を毎年引き下げるルールを一時的とはいえ制度化することは合理性を欠くもので、本来行うべきではありません。</p> <p>もしあえて本制度を導入するのであれば、あくまでも今後数年間に限れば接続料は低下するであろうという短期的な見通しに基づいた「暫定的な措置」であることを明確にしたうえで、将来においては接続料引き下げを大義名分として、合理性に欠ける接続料算定ルールを制度化することがないように強くお願いするところです。</p> <p>（STNet）</p> <p>■ 接続料規則第1条は「・・・機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること・・・」と規定している。これに反し、この措置は原価が一時的かつ恣意的に操作されることとなる。したがって、この措置は適当ではない。</p> <p>（東北インテリジェント通信）</p>		

(2) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し

意見	考え方(案)	修正の有無
<p>意見4-9 加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて改めて見直しの検討を行うのではなく、直ちに又は接続料低廉化の前提となるNTT東西の取組に支障が生じた場合に速やかに見直し等を行うべき。</p>	<p>考え方4-9</p>	
<p>■ 先述のとおり、今回の答申案が、制度的拘束力を伴わないNTT東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての償却方法の変更等に依拠しているため、答申案のもとになったNTT東・西自身が表明した接続料の低廉化に対する取組の前提が崩れた場合には、直ちに「接続制度の在り方」の検討を再開し、接続料体系の見直しを適切に行う等の措置が必要です。</p> <p>また、電柱・土木設備の費用については、「契約者数比」で配賦されたものを「芯線単位」で費用負担することで、光の中の事業者間の費用負担に不整合が発生していることから、今回、光の中の配賦基準の見直しがなされないのであれば、「不整合」の解消のために、メタル回線と光回線のコスト配賦基準を、メタルの特殊性を踏まえた設備量ベースの配賦基準に見直す検討が必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、直ちに又は接続料低廉化の前提となるNTT東西の取組に支障が生じた場合に速やかに見直し等を行うべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p>	<p>無</p>
<p>■ 私は今すぐに接続料を引き下げるべきと思います。31年度では遅いです。私も光回線の料金が高いと感じていました。もっと普及を推進してやるならば早くやるのがいいと思います。日本はこれだけ光回線がどこでも使える国にもかかわらず普及している数を見ると非常に少ない異常な状態だと思います。総務省NTT、ソフトバンク、KDDI、ドコモ、ワイモバイルその他の事業者と協力して高齢者の方にも使ってもらえるように考える必要があると思います。日本は高齢者のインターネットに接続している割合がとても低いです。高齢者にインターネットを当たり前の中なんだと言うことを伝えるべきです。</p> <p>(個人)</p>		
<p>意見4-10 平成28年度以降の各年度における接続料水準を設定し、その水準が達成できていない場合は、F T T H市場全体の競争の状況の検証を行った上で、接続料の算定方法の見直しの検討に着手すべき。</p>	<p>考え方4-10</p>	
<p>■ NTT東西殿から「平成31年度に主端末回線接続料が2,000円程度になる見込み」との旨が示されているが、新たな需要創出を前提とするなど、実現が約束されたものではない。ゆえに、平成28年度以降、各年度における接続料の低廉化に関する目標値を定め、</p>	<p>■ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むF T T H市場全体の競争の状況などを評価</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>達成状況を確認するとともに、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況の検証を行い、当初想定した通りの接続料の低廉化が実施できていない場合は、接続料の算定方法の在り方について、見直しを含めた検討に着手すべきである。</p> <p>（ソネット）</p> <p>■ 接続料の算定方法の在り方の検討にあたっては、以下の点に留意しつつ、現行方式の見直し要否も含めて、今後、十分に議論されることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に必要な設備の費用を公平に応分負担すること。 ・合理性に欠ける恣意的な算定方法が導入されないこと。 <p>（エネルギー・コミュニケーションズ）</p>	<p>し、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において、改めて見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>■ 平成28年度以降の各年度における接続料水準を設定すべきという御意見については、考え方3-25のとおり。</p>	
<p>意見4-11 今回の議論では、ブロードバンドサービスの普及促進が進んでいない要因が検証されないまま、検討が進められたことは適切ではなかった。今後の見直しの議論においては、要因を分析した上で、接続制度が要因である場合には、「自己設置」「接続」「卸役務」の公正な競争環境を確保しつつ議論するべき。</p>	<p>考え方4-11</p>	
<p>■ 本委員会の議論において、政策上の課題である「ブロードバンドサービスの普及促進（利用率の向上）」が進んでいない要因を十分に検証されないまま、さも「現行の接続制度が主要因」であるかのごとく、検討が進められたことは適切ではなかったと考えております。</p> <p>・今後の見直し議論においては、接続料の低廉化ありきの議論を進めるのではなく、光の利用率向上を阻害する要因を十分検証するべきであると考えます。仮に、十分な検証を経たうえで、接続制度の見直しが必要と判断された場合には、「自己設置」「接続」「卸」の3者における公正な競争環境を確保しつつ、どのように見直せば利用率向上に資するのかを丁寧に議論していただきたいと考えます。</p> <p>・当社のような「自己設置」型事業者は、大きな投資リスクをとったうえで事業に参入し、設備競争を牽引することで、「サービスの高度化・多様化」や「利用エリアの拡大」、「ネットワークダイバーシティの確保」といった点で固定通信市場の発展に大きく貢献しております。「自己設置」型事業者の存在意義は今後とも大きく、設備投資インセンティブが働くような制度設計となるよう慎重にご検討いただきたいと考えます。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p>	<p>■ 当審議会の審議において、固定系ブロードバンドの利用率向上に向けた施策の一環として、加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について検討を加えることが適当であるか否かが論点の一つとなっており、これを踏まえて、その後の審議が行われたものと考えている。</p> <p>■ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において、改めて見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>その際は、答申（案）の「基本的な考え方」に示したとおり、FTTH市場における競争を促進する観点から、事業者が資金力や事業戦略に応じて、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から合理的に選択できる環境が整備されることが重要と考える。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ■ ・ 今回の議論においては、政策上の課題である「ブロードバンドサービスの普及促進」が進んでいない要因が十分検証されないまま、現行の接続制度のみに焦点が当てられて検討が進められたように見受けられます。 ・ 3年後の見直し・検討においては、接続料の低廉化ありきではなく、光の利用効率向上を阻害する要因を十分に検証し、見直しが必要と判断された場合には「自己設置」「接続」「卸役務」の各事業者における公正な競争環境の確保に留意のうえ、議論を進めて頂くよう要望します。 <p>（北海道総合通信網）</p>		
<p>意見4-12 接続料算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されないほか、新規需要拡大や利活用の促進には寄与しないこと等から行うべきではない。</p>	<p>考え方4-12</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ ・ 情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やLTEを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、Google、Apple等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。 <p>このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの提供するネットワークサービスはもはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうした環境変化の中、世界最高レベルの情報通信基盤を活用して、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくためには、ネットワークサービスの一部であるFTTH市場に閉じた競争を促進するのではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰し、新たなサービスの創出や需要の拡大につなげていく取り組みが重要であると考えます。 ・ 特に、光サービスへの参入手法は様々な形態がある中、これまで参入してこなかった事業者を相互接続により参入させるために特定の事業者を優遇し、本来、費用の発生態様に応じて芯線単位で負担することが適切である未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等及び共通経費を契約者単位の負担とする接続料体系に見直すことは、光のトータルコストを削減する効果がないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害を生じさせます。 <p>また、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、接続事業者間のみならず設備構築事業者との間の公正な競争を歪めるとともに、既存事業者との間のス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等及び共通経費を契約者単位の負担とする接続料体系に見直すべきではないという御意見については、考え方2-1のとおり。 ■ なお、分岐単位接続料の設定の適否について調査・審議した第二次答申では、NTT東西から光配線区画について「見直しの方向性」等が示されたことを踏まえ、その時点においては分岐単位接続料の設定といった措置を講ずるのではなく、「NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」との提言が行われたものであり、将来にわたってその導入が否定されたものではないと考える。 	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>イッチング競争を助長することとなり、光の新規需要拡大やICT利活用の促進に寄与しないことから、将来にわたって採るべきではないと考えます。</p> <p>（東日本電信電話、西日本電信電話）</p>		
<p>■・未利用芯線に係る費用や電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することについては、費用の発生様態に則していない配賦方法となるばかりでなく、多数のお客様を獲得した事業者が他の事業者のコストを肩代わりする、モラルハザード的な利用を誘発し非効率・高コストな設備構築が行われる、といった過去に否定された分岐単位接続と同じ問題を含んでいるため、接続料の算定方式として適当ではないと考えます。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p>		

(3) 「サービス卸」の卸料金との関係について

意見	考え方(案)	修正の有無
意見4-13 「サービス卸」の提供にあたっては、今後もサービス卸ガイドラインを遵守していく考え。	考え方4-13	
<p>■ ・当社は、「サービス卸」の提供にあたって、接続料を下回ることのないように卸料金を適切に設定すること、卸先事業者に対して「サービス卸」を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限しないこと等、サービス卸ガイドラインを遵守しており、今後も引き続き遵守していく考えです。</p> <p>(東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>
意見4-14 接続料と「サービス卸」の料金水準等に関する検証を定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告すること等に賛同。	考え方4-14	
<p>■ 先述のとおり、「サービス卸」のみが促進されると、NTT 東・西への依存度が高まり、その結果、NTT 東・西の收容率のみが向上し、NTT 東・西の価格競争力・独占力が強まるほか、「サービス卸」で獲得したユーザを「接続」に移行させることは制限されていることから、「接続」での競争が一層困難になります。</p> <p>「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に保たれ、FTTH 市場において健全な競争が機能しているかどうかについて、総務省が定期的な検証し、その検証結果を公表することが必要です。あわせて、NTT 東・西がサービス卸ガイドラインを踏まえた適切な対応を実施しているかどうかについて注視・検証することが必要であり、当該検証においても、この点を留意することが必要です。</p> <p>なお、こうした検証の際に、47 頁の脚注にあるように、例えば、BT が提供する光卸売サービスのような諸外国の事例も参考にして検証を行うことも重要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 検証の際の観点についての御意見は、今後の参考として承る。</p>	<p>無</p>
<p>■ ・接続料とサービス卸の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的実施することに賛同します。</p> <p>・接続を利用するためにはある程度の投資が必要であることから、接続料を低廉化しても接続事業者として参入するのは携帯電話事業者に限られることも考えられます。モバイル市場の協調的寡占状態で得た莫大な利益をモバイルサービスとのセット割引の原資やキャッシュバックとして投入することで固定通信市場を歪めてしまう恐れがあり、接続制度においても光サービス卸におけるガイドラインと同様の制度的措置が必要であると考えます。</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>・定期的な検証においては、この点にも着目して検証を実施していただくことを要望します。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p>		
<p>■ ○ 公正な競争の促進、設備利用率の向上、設備投資インセンティブへの配慮の観点から、定期的に検証を実施することに賛同いたします。</p> <p>○ NTT 東西殿の償却方法の見直しにより、接続料だけでなく「サービス卸」の料金も大幅に低廉化する可能性があります。この場合、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態の適切なバランスが適切に確保されなくなるおそれがあるため、総務省殿におかれましては、引き続き競争環境に与える影響について検証いただくとともに、必要に応じて適切な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p>（九州通信ネットワーク）</p>		
<p>■ 先に記述させていただいたように、競争の状況に関する検証が定期的実施され、情報通信審議会に報告された時点において、特に「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響が著しい場合には適切な対応等を実施いただきたく存じます。</p> <p>（日本ケーブルテレビ連盟）</p>		

(4) 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

意見	考え方(案)	修正の有無
<p>意見4-15 平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」を、加入光ファイバの接続料算定の際の光ファイバケーブルの耐用年数にも用いるべき。</p>	<p>考え方4-15</p>	
<p>■ 先述のとおり、「長期増分費用モデル研究会」において再推計された光ファイバの「経済的耐用年数」(架空17.6年、地下23.7年)は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものであり、光ファイバケーブルの耐用年数として、当該「経済的耐用年数」を用いることは妥当であるため、答申案の記述に賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いるべきとの本答申案に賛同します。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ ただし、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当であるが、これによらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当と考える。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-16 「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」を、そのままNTT東西の財務会計の経済的耐用年数として用いるべきではない。</p>	<p>考え方4-16</p>	
<p>■ 「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された「経済的耐用年数」は、長期増分費用方式の接続料を算定するために、経過年数別の撤去実績をもとに平均使用可能期間を見積もる撤去法によって推計されたものであり、これは、採用する関数等前提の置き方によって結果に幅が生じる様々な推計値がある中で、その一つを選択したものに過ぎません。</p> <p>・本来、財務会計で適用する経済的耐用年数は、技術革新の状況、使用環境の変化や経済状況の変化による陳腐化の危険の程度等の諸条件も勘案し、経済的使用可能予測期間を見積もって検討することが必要です。現在当社が適用している光ファイバの耐用年数についても、この原則に基づき平成20年度に見直したものであり、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新、使用環境の変化等がないことから、適正なものと考えています。</p> <p>したがって、「経済的耐用年数」を直ちにそのまま当社の財務会計の経済的耐用年数として用いることは不適切であると考えます。</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」が、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計されたものであることから、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当である。</p> <p>ただし、これによらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当と考える。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p data-bbox="176 231 595 260">（東日本電信電話、西日本電信電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="163 268 1216 335">■ ・平成 28 年度以降の接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」を用いることに反対します。 <li data-bbox="199 343 1216 480">・長期増分費用モデル研究会で示された「経済的耐用年数」は、モデルに基づいて接続料を算定する長期増分費用方式で用いるために選択されたものであり、実際の光ファイバの設備コストを根拠とする加入光ファイバ接続料の減価償却費算定に用いる耐用年数としては適当でないと考えます。 <p data-bbox="176 523 439 552">（ケイ・オプティコム）</p>		

2. その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方

(1) 「8 収容」の原則を巡る課題への対処の在り方

意見	考え方(案)	修正の有無
<p>意見4-17 「8 収容」の原則及び「8 収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処を接続約款に明文化すること等に賛同。また、「8 収容」の原則を適用することができない例外的な扱いについても配慮すべき。</p>	<p>考え方4-17</p>	
<p>■ 先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1 ユーザ当たりの接続料負担を引き下げするためには、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 収容」の原則の徹底が重要な要素となることから、答申案の記述に賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 光配線区画に設置されている局外スプリッタあたりの分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与する。そのため局外スプリッタあたりの対象世帯数を増やしていくことが最も重要な事項であり、収容数の少ない主端末回線が増加しないよう、現実的に収容数を増やしていくための環境を整備することが最優先される。接続事業者が収容率を高めるためには、NTT 東西殿によって「8 収容」の原則が運用上遵守されることが前提となる(答申(案)第3章3.1)ため、光配線区画における「8 収容」の原則及び「8 収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する規定)については、接続約款に明文化すべきである。</p> <p>但し、本答申案(答申(案)第2章3.1③④)にある通り、一時的な支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの収容替えを行う場合やユーザ要望または苦情等により、1 つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなった場合など、業務運営上やユーザ対応上やむを得ず「8 収容」の実施が困難な場合があるため、利用者獲得の観点において、接続事業者とあらかじめ協議を行ったうえで、一の光配線区画において複数の主端末回線を利用する等、「8 収容の原則」に当てはまらない例外的な扱いについても配慮が必要である。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 接続事業者の予見性を確保する観点から、NTT 東西においては、事前に接続事業者と協議を行った上で、やむを得ず「8 収容」の原則を適用することができない場合を接続約款に明示するほか、「8 収容」の原則を適用することができない場合であっても、開通作業が円滑に進むよう配慮することが適当と考える。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-18 「8 収容」の原則を順守しても、現場実態等により収容先が変更となることは、全ての「自己設置」型事業者で発生。そのため、接続事業者のみが不当に不利なものではなく、すべての事業者の競争条件は同一であり、本措置により、事業者間の公平性が損なわれることのないよう検討すべき。</p>	<p>考え方4-18</p>	
<p>■ FTTTH事業を行う上で、机上設計では「8 収容」の原則を順守していても、現場実</p>	<p>■ 接続事業者が収容率を高めるためには、NTT 東西によ</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>態等により收容先が変更となることは、全ての「自己設置」型事業者に共通に発生する事象です。例えば、「自己設置」型業者では、少なくとも次のような理由により、設計時に想定していた光配線区画とは異なる区画・芯線に收容するケースは恒常的に発生しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 共架申請不承諾 ✓ 道路占用申請不承諾 ✓ 民地承諾の不承諾 ✓ 光ケーブル敷設ルートにおける「電線との離隔距離」や「最低地上高」等の確保が困難 <p>・そのため、本件は接続事業者のみが不当に不利というわけではなく、すべての事業者の競争条件は同一であることから、接続事業者のみが有利となるような措置を導入して事業者間の公平性が損なわれないよう慎重に検討していただくことを要望します。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>て「8收容」の原則が運用上遵守されることが前提となる。</p> <p>一方、今回判明したように、「8收容」の原則が遵守されないような実態があれば、競争関係にある接続事業者の收容率が上がり、その結果、費用が引き上げられることにもつながるため、こうした事例が発生し、又は発生するおそれがある現状のままでは、接続事業者の採算が取れる時期の遅れや、ひいては参入意欲の低下にもつながりかねず、「接続」によるF T T H市場への新規参入を思いとどまらせる効果が残ると考えられる。</p> <p>このため、「8收容」の原則が遵守されることにより、円滑な接続の実現を図ることが可能となるが、これは、N T T東西の利用部門と接続事業者を公平に扱うものであり、接続事業者のみを不当に優遇するものではないと考える。</p>	

(2) 光配線区画の特定に係る課題への対処の在り方

意見	考え方(案)	修正の有無
<p>意見4-19 NTT東西において、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討すること等に賛同。また、総務省において、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、情報開示告示を見直すことに賛同。</p>	<p>考え方4-19</p>	
<p>■ 先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が重要であり、そのためには、開示される光配線区画の情報が正確であることが必要であるため、答申案の記述に賛同いたします。</p> <p>なお、システム開発等の費用が発生する場合には、当該費用をNTT東・西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担する必要があることから、過度な開発や高額なシステム開発とならないように留意が必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>
<p>■ 光配線区画情報は接続事業者が光配線区画の状況を知ることが出来る唯一の情報源であり、戦略的な利用者獲得等を行う上で重要な役割を持つ物であるため、その精度については正確であることが前提となるべきである。ゆえに、本答申案において示された以下、各事項については具体的な実施行程、及び措置の内容について速やかに公表すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 誤情報が含まれた原因に関する調査、分析、及び再発防止策の検討 2, 光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置の検討 <p>誤情報が含まれ光配線区画情報の精度が低下した理由として、「ヒアリング対象事業者等に対する追加質問及び回答(平成27年4月7日)」においてNTT東西殿は「住所と光配線区画との括り付けを一部誤って登録していた」との回答を行っていることから、「人為的なミス」が存在していると想定されるため、先ずはそのミスを防止する措置を講ずるべきである。また、それ以外の措置の実施においてシステム開発等の費用が発生する場合は、本答申案において示された通り、NTT東西殿の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担すべきである。</p> <p>光配線区画内の設備位置情報については、NTT東西殿のご協力により一部のエリアについて検証を実施した結果、光配線区画情報だけでは特定し切れなかった建物等の区画が特定できるなど一定の成果が得られた。ゆえに、本答申案において示されている通り、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すべきである。また、開示される電柱の位置情報等の精度についても正確であることが前提となるべきであり、精度低下を防ぐ施策、及び精度を向上させるために必要な措置の検討を行うべきである。</p>		

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>設備位置情報は定期的に最新の状態に更新すべきであり、接続事業者に対する情報の開示以降、様々な理由により設備位置情報の変更が生じた際は、その変更内容について接続事業者に対し速やかに通知されるべきである。また、更新の時期や間隔、通知の手段等については接続事業者と協議を行ったうえで決定すべきである。</p> <p>（ソネット）</p>		
<p>意見 4-20 全てのエリアで光配線区画の誤情報の有無の確認、修正、登録時の内容確認を実施するよう、運用を徹底。今後、接続事業者の意見を聴きつつ、光配線区画情報の精度向上のための措置を検討し、これらの内容、実施行程については公表する考え。</p>	<p>考え方 4-20</p>	
<p>■ 「誤情報」と指摘されている事象は、光配線区画の住所情報を提供する際、住所と光配線区画との括り付けを一部誤って登録していたことにより発生したものです。今回の指摘を受け、指摘を受けたエリアだけでなく、全てのエリアについて確認を行い、誤りを修正し、同様の誤りが発生しないよう登録時の内容をチェックし、運用を徹底しております。</p> <p>また、今後、接続事業者のご意見を伺いながら、光配線区画情報の精度を向上させるための措置についても検討していく考えです。</p> <p>これらの内容及び実施工程については、準備が整い次第、公表する考えです。</p> <p>（東日本電信電話）</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、光配線区画情報の提供は、シェアードアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に共通する基本的なものであるから、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適当と考える。</p>	<p>無</p>
<p>■ 今回、NTT東日本において「誤情報」と指摘されている事象について、当社においても全てのエリアにおいて「誤情報」の有無について確認を実施し、仮に同様の事象が発生していた場合には、誤りを修正するとともに誤りが発生しないよう登録時の内容をチェックするといった対応を実施する考えです。</p> <p>また、今後、接続事業者のご意見を伺いながら、光配線区画情報の精度を向上させるための措置についても検討していく考えです。</p> <p>これらの内容及び実施工程については、準備が整い次第、公表する考えです。</p> <p>（西日本電信電話）</p>		
<p>意見 4-21 加入光ファイバの利用をより円滑にするため、全ての電柱等設備がどの光配線区画に属するかを示す情報を新たに提供していく考えであり、現在、接続事業者と詳細条件について協議を実施中。</p>	<p>考え方 4-21</p>	
<p>■ 光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、全ての電柱等設備がどの光配線区画に属するかを示す情報を新たに提供して</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>いく考えであり、現在接続事業者と詳細条件について協議しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これにより、接続事業者からは光配線区画の境界が明確になり、光配線区画の特定が現状に比べ容易になるとの評価をいただいております、当社としてはご要望を踏まえ速やかに提供していく考えです。 <p>（東日本電信電話）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ■ ・光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、全ての電柱等設備についてどの光配線区画に属するかを示す情報について新たに提供していく考えです。 <p>（西日本電信電話）</p>		

(3) 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

意見	考え方(案)	修正の有無
<p>意見4-22 NTT東西において光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で公表すること、光配線区画の構成に変更があった場合に、接続事業者に当該区画名を通知すること等に賛同。</p>	<p>考え方4-22</p>	
<p>■ 先述のとおり、事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した1主端末回線当たりのユーザ収容数の確保が困難となり、接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼすことから、本来、事後的に光配線区画を分割・縮小するような運用は実施されるべきではありません。</p> <p>しかしながら、回線開通等の際に、真にやむを得ない事由から事後的に光配線区画を分割・縮小せざるを得ないようなケースも存在することから、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和を図るためには、当該事例を類型化した上で公表し、光配線区画に係る運用を改善することが重要であることから、答申案の記述に賛同いたします。</p> <p>ただし、回線開通が遅延する等のユーザへの直接的な影響があってはならないことから、運用方法等の詳細については、接続事業者の意見をよく聴いた上で定めることが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>	<p>無</p>
<p>■ 事後的に分割・縮小される光配線区画等について、「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に最新の状態に更新すべきであり、光配線区画の構成に変更があった時期、及びその内容については接続事業者に対し速やかに通知されるべきである。また、「回線原簿」の更新の時期や間隔、通知の手段等については接続事業者と協議を行ったうえで決定すべきである。</p> <p>「回線原簿」上の光配線区画名はNTT東西殿における開通工事の設計時の情報であるが、その設計以降に様々な理由により光配線区画の変更が生じた際は、その変更内容について接続事業者に対し通知されるべきである。</p> <p>(ソネット)</p>		

3. 見直しのスケジュール

意見	考え方（案）	修正の有無
<p>意見 4-23 償却方法の変更といったNTT東西の取組は制度的拘束力を伴わないことから、NTT東西は、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた各年度の接続料水準について明示するため、4年間の将来原価方式で算定するとともに、乖離額調整を行わず、接続料の低廉化を確固たるものにする必要がある。</p>	<p>考え方 4-23</p>	
<p>■ 先述のとおり、今回の答申案は、制度的拘束力を伴わないNTT東・西の企業経営上の判断（裁量）の結果としての償却方法の変更等に依拠しているため、NTT東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況です。このような状況では、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利用促進を図ることは困難です。</p> <p>接続事業者の予見性を確保し、新規参入等の競争促進を図るためには、NTT東・西が、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた平成28年度以降の各年度の具体的な接続料水準について明示し、その接続料水準を確実に実現することが必要です。具体的には、H28年度接続料の変更認可申請時に、平成28年度接続料のみならず、平成31年度までの4年間の接続料について将来原価方式で算定し、認可申請することが必要であるとともに、変更認可申請となる平成28年度接続料から平成31年度接続料に対して発生する乖離額については、その適用を認めない等、NTT東・西に対して、自身が提案した接続料の低廉化の取組を確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 光配線区画に依存しない接続料体系に見直すべきとの御意見については、考え方2-1のとおり。</p> <p>■ 平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた各年度の具体的な接続料水準を示すべき等との御意見については、考え方3-25のとおり。</p>	<p>無</p>